

# 墨書・刻書土器の動向から見た 古代上野国吾妻郡の歴史的展開について

高 島 英 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 出土点数
2. 器種・器形
3. 時期・年代
4. 文字記入部位
5. 出土状況

6. 記載内容

- (1) 四戸遺跡
  - (2) 石川原遺跡
  - (3) 楡木Ⅱ遺跡
- おわりに

## — 要 旨 —

これまで群馬県吾妻郡内から出土した古代の文字資料は非常に少なく、群馬県教育委員会が1989～98年に刊行した『群馬県出土の墨書・刻書土器集成』(1)～(3)では僅かに6点が掲載されているに過ぎなかった。

近年、八ッ場ダムあるいは上信自動車道の建設事業など、吾妻郡内における大規模開発事業増加に伴って吾妻郡内における発掘調査件数も格段に増えたことによって、吾妻郡内における古代文字資料の出土件数も大幅に増え、集成したところ、2021年3月時点において198点に達している。

現時点において、八ッ場ダム及び上信自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果にかかる発掘調査報告書が全て刊行されているわけではないが、古代の上野国吾妻郡は、3郷しかない小郡であるにもかかわらず、群馬県内では僅か4例しかない白鳳期寺院の遺跡が存在していることなど、山間の地というイメージとは裏腹に、早くから開発された土地であることが知られていた。

古代吾妻郡に関わる既存の文字資料は非常に僅少であるので、小稿では、近年、出土例が急速に増加した墨書・刻書土器の動向から、古代吾妻郡の歴史的な位置づけを試みたいと考える。

### キーワード

対象時代 奈良・平安時代  
対象地域 上野国吾妻郡  
研究対象 墨書

はじめに

良く知られているように、奈良・平安時代の集落遺跡を発掘調査してみつかる文字が記された遺物の圧倒的多数は、土器の器面に墨で文字が記されたものや、篋や釘のような文字が刻みつけられたものである。これらは墨書土器・刻書土器といわれ、貴重な古代の文字資料として注目されてきた。

近年の研究の蓄積によって、これらは、村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが次第にわかってきた。すなわち、土器に文字を記す行為は、日常什器とは異なるという非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを明記したものと言うことになる。

わが国古代における墨書・刻書土器の特質は、以下のようによまとめられる(高島2016)。

- (1)北海道中・東・北部と琉球列島を除いた全国から、現在のところ、約10万点が出土している。
- (2)墨書土器や焼成後刻書土器の文字の記入は基本的に土器の消費地でなされ、焼成前刻書土器の文字の記入は土器の生産地でなされることが一般的であるが、同じ遺跡から出土した両者の文字に密接な関連がある場合もある。
- (3)数量比では刻書土器の出土量は、墨書土器の出土量の1割以下に満たない。
- (4)全国的に見られるが、とりわけ東日本、中でも関東地方出土の例が多く、当該期東国村落の特質の一つである。
- (5)一文字だけ記されたものが圧倒的多数であり、記された文字の意味を如何様にでも解釈可能である。
- (6)早い例では、すでに8世紀前半に出現、村落で本格的に広まっていくのは8世紀後半以降で、9世紀に爆発的に増加し、飛躍的展開を遂げ、10世紀中葉以降は急速に減少していく。
- (7)8世紀代の墨書・刻書土器の文字は概して小振りで書体も端正であるのに対し、9世紀になると次第に文字も太く大きくなり、字形も崩れ、稚拙な書体のものが多くなっていく。
- (8)それぞれの出土遺跡ごとに、集落の変遷に伴って墨書・刻書土器の分布が推移していく様子や記された文字が変化していく。

なお、墨書・刻書土器を取り扱う場合には、それらが考古学的な調査によって出土した資料であり、それらの出土状況や形状についての検討が、資料の特質や、記された文字内容の意味を正しく解釈し、解明する上で、重要な意味を有することは今更、言うまでもないであろう。これまでも、墨書・刻書土器に記された文字内容だけを

安易に取り出して、史料として利用することは厳しく戒められてきた。しかしながら、それらが文字資料である以上、記された文字内容の解釈は、最重要の課題であることは動かし難い。出土文字資料に記された文字内容を正しく解釈することによって、出土した遺跡やその周辺地域の歴史的特質がはじめて解明できるわけである。出土文字資料を歴史学の史料として有効に利用する上でも、正確な釈読こそが何より重要な行為であることは申すまでもあるまい。

近年、上信自動車道吾妻西バイパスや八ッ場ダム建設等の大規模開発事業に伴って、群馬県吾妻郡内における発掘調査事例が格段に増加したことを受けて、当該地域における古代の墨書・刻書土器の出土事例も格段に増えてきた。そのいくつかの遺跡の発掘調査報告書を纏めるに際して、解読や報文執筆の依頼を受ける機会が多く(高島2008a、2008b、2019、2020)、私自身も身をもって感じるどころが大きかったので、この機会に群馬県吾妻郡出土の墨書・刻書土器を集成し、その動向を検討することによって、古代上野国吾妻郡の特質を理解するための緒に着くことが出来るのではないかと考えた。

管見の限り、2021年3月現在において群馬県吾妻郡内に所在する遺跡から出土した墨書・刻書土器は、18遺跡から198点であった<sup>(1)</sup>。

周知の通り、大宝令制による上野国は、碓氷、片岡、甘楽、緑野、那波、群馬、吾妻、利根、勢多、佐井、新田、山田、邑楽の13郡から構成されていたが、和銅4(711)年に甘楽郡・緑野郡・片岡郡の3郡から6郷300戸を割いて多胡郡が新設され、14郡になった。

律令制下の吾妻郡は、『和名抄』名市博本に「アカツマ」と訓が付けられ、上野国北西端一帯に位置する郡で、郡の範囲としては上野国内では利根郡と並んで最大級ではあるが、利根郡同様約8割は山地に立地し、長田、伊参、大田の3郷からなる小郡である。3郷とも現在の東吾妻町、中之条町、長野原町の吾妻川に沿った平地に位置していたものと考えられる(関口2013a)。『日本書紀』景行天皇40年条に、日本武尊が碓日嶺に登って亡妻弟橘媛を偲んで、東南に向かって「吾孀はや…」と嘆いたことから、碓日嶺の東を「吾孀」と呼ぶようになったとする伝承を載せる。また『政事要略』八二糾弾雜事所載の貞観4(862)年4月10日付太政官符には「吾妻郡擬領上毛野坂本朝臣直道」の名が見える。『続日本紀』天平勝宝元(749)年7月条に上野国分寺建立にかかる献物叙位された上野国碓井郡人上毛野坂本朝臣諸弟の名がみえるので、碓井郡に本貫を有する在地豪族が平安時代前期には郡の擬大領をつとめていたことが判明している(高島2007、関口2013a)。

長元3(1030)年上野国不与解由状案諸郡官舎条吾妻郡項に見える「伊参院」「長田院」という施設は、延暦14

(795)年閏7月及び同9月付太政官符で定められた「郷倉」と考えられ、「伊参院」が置かれた伊参郷は、中之条町伊勢町伊参を遺存地名と見て、同地一帯が故地と考えられている(前澤1978・1996・2011・2009・2015・2017)。

このように、律令制下の吾妻郡については既存の史料が非常に少なく、在地豪族の動向や郡の成立についても不明な点が多い。断片的な史料ではあるが、近年の発掘調査の進展によって、資料数が増加した墨書・刻書土器の動向から古代吾妻郡の様相や特質を読み取ることが出来ればと考えて、この貧弱な小文を草することにした次第である。

小稿で採り上げた資料は、2021年3月末現在で刊行されている発掘調査報告書に掲載されたものに限っている。何分にも個人で集成したものであるため、遺漏が少なくないことを怖れるところであり、今後も、継続的に補遺を図っていきたいと考える。

また、表1に示した各遺跡出土墨書・刻書土器の釈文の中には、各発掘調査報告書に掲載された釈文とは異なっているものも存在している。小稿を草するに際しては、可能な限り原資料に当たって釈文を検討したので、私の責任において読み替えた、飽くまでも私見によるものを含んでいることを予めお断りしておく。なお、土器そのものの年代観については、各発掘調査報告書に拠った。また、本文中で、墨書・刻書土器の資料に言及する場合には、表1の番号によって示した。

## 1. 出土点数

前述したように2021年3月末現在、群馬県吾妻郡内から出土した墨書・刻書土器は、管見の限り18遺跡から198点であった(表1)。その中の60点が全く判読不能なものであった。

出土した遺跡を自治体別に見ると、東吾妻町3遺跡、草津町1遺跡、中之条町1遺跡、長野原町13遺跡である(表3)。長野原町内の遺跡に極端に集中している点は、八ッ場ダム建設工事に伴う発掘調査が広範囲に行われ、調査対象面積が格段に大きいことに因るもので、古代における動向を反映したものでは全くないことに注意しておかなければならない。吾妻郡内において最も広く安定した平地であり、現在に至るまで郡内における市街地の中心である中之条盆地を擁する中之条町は、上信自動車道や八ッ場ダムの大規模開発事業の対象からは外れているために発掘調査件数は却って少なく、それに伴って、現時点における墨書・刻書土器の出土件数も必然的に少ないだけのことであり、古代における居住地の僅少さに直接結び付いている訳ではない。

刻書土器は、東吾妻町三島の四戸遺跡出土の9世紀後半の須恵器甕の体部外面に焼成前に倒位で「石」と記され

た11及び8世紀の須恵器杯の底部外面に焼成前に「丈」と記された16、同唐堀C遺跡出土の9世紀前半の須恵器杯の底部外面に焼成前に「物」と記された18、長野原町川原畑の上ノ平I遺跡出土の10世紀前半の須恵器杯の体部内面に焼成前に「×」と記された32、長野原町川原湯の石川原遺跡出土の9世紀後半の須恵器杯の底部内面に焼成後に「十」と刻書された87、長野原町林の中棚II遺跡出土の10世紀前半の須恵器杯の底部内面に焼成前に「山」と記された157の僅かに6点であり、墨書土器が192点、97%と圧倒的多数を占めている。

確かに、全国的に見ても奈良・平安時代における墨書土器と刻書土器の比率は概ね墨書土器9に対して刻書土器1程度の比率ではあるが、1郡規模において墨書・刻書土器を集成した際に、これほど墨書土器に偏っていることは希有であり、そのこと自体が吾妻郡内出土墨書土器の特質と言える。なお、吾妻郡内出土刻書土器6点の内、5点が焼成前刻書、1点が焼成後刻書は長野原町川原湯所在の石川原遺跡出土の87のみである。

出土遺跡別に見ると、最も多くの墨書・刻書土器が出土したのは長野原町川原湯の石川原遺跡で、墨書土器70点、刻書土器1点の計71点が出土している。次いで、長野原町川原畑の上ノ平I遺跡で、墨書土器23点、刻書土器1点の計24点が出土している。さらに東吾妻町三島の四戸遺跡から墨書土器14点、刻書土器2点の計16点、長野原町林の林宮原II遺跡から墨書土器14点、同中棚II遺跡から墨書土器13点、同楡木I遺跡から墨書土器12点、同楡木II遺跡から墨書土器14点が出土している。それらの遺跡以外の11遺跡からの墨書・刻書土器の出土数はそれぞれ10点以下であった(表2)。

長野原町川原湯の石川原遺跡からの出土が突出して多いが、石川原遺跡を含めて、これら吾妻郡内の墨書・刻書土器出土遺跡は、すべて竪穴建物を主体とする典型的な集落遺跡の様相を示すような遺跡ばかりである。吾妻郡内における、現在までの墨書・刻書土器出土遺跡は、古代における文字文化の中心である官衙や寺院そのものの遺跡と考えられるようなものは皆無である。

## 2. 器種・器形

また、器種別では、土師器が、東吾妻町三島の四戸遺跡出土の2・4・5・17と同唐堀C遺跡出土の22・24の6点、黒色土器が唐堀C遺跡出土の19、長野原町川原湯の石川原遺跡出土の56～65・88と同下湯原遺跡出土の126・127と長野原町林の中棚II遺跡出土の164の14点、灰釉陶器が長野原町林の下田遺跡出土の135の1点で、それ以外の177点は須恵器である。須恵器への極端な偏りは特筆すべきであろう。

墨書土器の出土が顕著な関東地方の奈良・平安時代集落遺跡出土の資料の全般的な傾向では、概して土師器の



方が多いという特色がある。ただし、文字が記された土器の器種は、その遺跡における出土土器全体の傾向と同様なのであり、その地における同時期の須恵器・土師器の割合に一致していることが多く、一般的には、文字を記すにあたって須恵器あるいは土師器が意図的に選ばれていたケースは非常に少ない。吾妻郡内の遺跡においては、須恵器の流通・消費量が一般に比べて格段に高かったために、文字が記された土器の圧倒的多数が須恵器で占められたというだけのことであろう。

実際、古代の須恵器窯が多い埼玉県中西部地域、東京都多摩地域、静岡県西部地域、愛知県中部地域、岐阜県南部地域、島根県西部地域、福岡県北部地域等においては、奈良・平安時代集落遺跡出土土器の中における須恵器の占める割合の高さに比例して、墨書・刻書土器にも須恵器が多い傾向が指摘出来る(藤田2002、高島2005)。

吾妻郡域から出土する奈良・平安時代の須恵器の供給源については、現在までのところまだ明確には解明されていないが、高崎市の旧倉渕村地域を経由すれば、上野国南西部における当該期の一大窯業生産地帯である安中市秋間地区方面からの搬入が可能であり、また、当該期の須恵器窯が多く発見されている利根・沼田地域からの流通も想定可能である。しかしながら、吾妻郡内における奈良・平安時代の集落遺跡においては、墨書・刻書土器に限らず、当該期の土器の中における須恵器が占める比率の圧倒的な高さを鑑みるならば、現在のところはまだ1基も発見されていないものの、吾妻郡内に須恵器の生産拠点が存在しており、郡内の奈良・平安時代集落遺跡から出土する須恵器の多くは、郡内にて供給されたと見るのが自然かもしれない。吾妻郡内からは、すでに古代の瓦窯は発見されており、山間の傾斜地が多く、原料となる粘土や燃料となる木材の供給という面からも窯業生産には適した地域である。比較的近い地域に須恵器の供給源が存在していたと見るのが自然であろう。

器形は、須恵器・黒色土器を問わず、東吾妻町三島の四戸遺跡出土の11が9世紀後半の須恵器甕の体部外面に焼成前に刻書されたものであること、同唐堀C遺跡出土の24が土師器小型甕の頸部画面に墨書されたものであること以外は、それ以外の196点すべてが供膳具である杯・碗・皿・盤・蓋等である。この点も全国的な墨書・刻書土器の傾向と完全に合致するところである。

なお、墨書・刻書土器については、杯や碗のような供膳具か、甕のような貯蔵具かというような器形の使い分けは見られる場合があるものの、須恵器か土師器かというような器種の使い分けは全く意識されていないことも判明している(高島2016)。

### 3. 時期・年代

今回、集成した吾妻郡内の遺跡から出土した198点の墨書・刻書土器の年代は、8世紀～10世紀のものである(表4)。文字が記された土器そのものの年代観から見れば、9世紀代と考えられるものが106点、10世紀代と考えられるものが71点、他に、9～10世紀のものであることには間違いないが、年代観を細かく絞り込めないものが16点存在している。集落遺跡出土の墨書・刻書土器は、概ね9世紀をピークとし、10世紀に入ると急速に減少していくという傾向が指摘されているが、その点から見れば、10世紀代の資料が比較的多いことは、特筆すべき点であると言えよう。全国的な傾向として墨書・刻書土器が急速に減少していく10世紀代のものが比較的多くみられるところに、聊かの特徴が見出せるように感じられなくもない。ただし、土器そのものの年代観を絞り込むことが出来ずに9～10世紀代と大まかに位置付けられた資料も少なくない上に、10世紀後半代に位置付けられた墨書・刻書土器は、長野原町川原湯の上ノ平I遺跡出土の35と、長野原町川原湯の下湯原遺跡出土の126と、同遺跡同遺構出土の127の計3点に止まっている。

また、8世紀代のものは僅か5点に過ぎず、東吾妻町三島の四戸遺跡から出土した3点(2・3・16)と同唐堀C遺跡から出土した2点(22・24)のみである。これらの墨書・刻書土器は、現在までのところ、吾妻郡内における唯一の8世紀代の文字資料と言うことになる。

四戸遺跡及び唐堀C遺跡から、吾妻郡内で数少ない8世紀代に遡る文字資料が出土した背景としては、群馬県内において4箇所しか発見されていない白鳳期創建の本格的寺院の遺跡の一つであり、郡家近接寺院であったと考えられる東吾妻町金井の金井廃寺に比較的近い位置にあることや、四戸遺跡からは全国的にも出土事例が極めて稀な、ほぼ完形に近い大型の奈良三彩短頸壺が竪穴建物から出土していることなど、当該期におけるごく一般的な集落遺跡とは異なる様相を呈している点なども考えられよう。

これらの点から見れば、吾妻郡内から出土した198点の墨書土器の年代幅は、8世紀から10世紀後半の200年間に亘るとは言え、8世紀代の資料5点と10世紀後半代の資料3点は、ほぼ例外的な資料と位置付けることが出来、殆どのものは9世紀～10世紀前半の間に収まっていると言って良く、全国的な墨書・刻書土器の趨勢は固より、群馬内における墨書・刻書土器の傾向ともおおむね合致していると言えるだろう。

### 4. 文字記入部位

吾妻郡内の遺跡から出土した墨書・刻書土器198点の文字記入部位の内訳は、表4に示した通りである。



体部のみに記されているものが104点、底部のみに記されているものが69点、底部と体部の双方に記されているものが8点である。なお、これらの他に、体部内面から底部内面にかけて記されたものが、長野原町林の林宮原Ⅱ遺跡出土の137と、同楡木Ⅰ遺跡出土の175の2点存在している。吾妻郡内遺跡出土の墨書・刻書土器においては、体部と底部に文字が記される比率は、体部記載のものが圧倒的多数と言うことになるが、この傾向も関東地方の集落遺跡から出土する9～10世紀の墨書土器の全般的な傾向と概ね合致している。

椀・杯の底部に文字が記されたもの77点の内、内外面2箇所記されたものが20点出土している。東吾妻町三島の唐堀C遺跡出土の20、長野原町川原湯の石川原遺跡出土の54・96～98・101・105・114・115、長野原町林の林宮原Ⅱ遺跡出土の138、同林宮原Ⅳ遺跡出土の151、同中棚Ⅰ遺跡出土の156、同中棚Ⅱ遺跡出土の165・168・169、同楡木Ⅰ遺跡出土の173・174、同楡木Ⅱ遺跡出土の184・195などである。

土器に文字が記入された時期と土器製作の時期との間には、然程大きくはないものの、ある程度の時間差が生じている可能性はあながち否定出来ないが、その点を考慮に入れたとしても、底部に文字が記されたものは、2・5・15・16・18・20・22・23・39・54・55・73・74・76・79・86・87・90～93・95・97～101・104～106・108・114・115・118・119・128・138・141・148・149・151・152・173・174・179・182・183など9世紀代のものが顕著であり、体部に文字が記されているものは29～32・35～37・56～72・83・84・109・110・126・127・131～134・155・159～162・164・166・185・186・188～190・192～194と10世紀代のものが多めであるという大まかな傾向が認められる。

言い換えれば、古代吾妻郡においては、必ずしも例外も少ないものの、9世紀代には主に底部に、10世紀になってからは概ね体部へと、それぞれ文字を記入する傾向が強かったということが出来る。もちろん、当時の人々の認識には、9世紀とか10世紀という時代区分の認識が存在している訳がないので、時代を経るに従い、次第に、土器に文字を記入する位置が、土器の底部から体部へと変化していく傾向にあったということになる。

時期によって記された文字の種類や字形・書体が変化するという事は、これまでも少なからず指摘されてきたところではあるが(平川2000b)、これほど明確に、文字記入位置が年代によって変化することが明確に指摘出来たことは、稀有な事例として特筆すべきであろう。

## 5. 出土状況

吾妻郡内の遺跡から出土した墨書・刻書土器198点の内、圧倒的多数の149点が竪穴建物からの出土である。

東吾妻町三島の唐堀C遺跡出土の22・23、長野原町川原湯の石川原遺跡出土の111・112の計4点がそれぞれ土坑から出土しているが、竪穴建物から出土した149点と、前述の土坑出土の4点以外のものは、遺構外からの出土であった。

竪穴建物からの出土が主である点も、東日本各地における奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書・刻書土器の全般的な傾向と全く合致している。各遺跡における墨書・刻書土器出土竪穴建物の分布状況を見ると、墨書・刻書土器が出土した竪穴建物が、調査対象地内の特定のエリアに集中しているという訳ではないようである。また、全般的な傾向としては、特定の文字が同じ竪穴建物から出土するような事例は少なくないが、群馬県吾妻郡内の遺跡については、特定の文字が出土した竪穴建物が、集落内の特定のエリアに集中しているというような傾向も全く見出すことは出来なかった。関東地方における当該期の大規模集落遺跡では、特定の文字が記された資料が出土した竪穴建物が、集落内の特定のエリアにある程度集中し、出土文字別のグルーピングが可能で、特定の文字を「標識」とした単位集団の分布論が展開できるような事例も少なくないのであるが(平川2000b)、吾妻郡内において最も多量の71点の墨書・刻書土器が出土した石川原遺跡においてさえ、そのような傾向は全く見られなかった。

なお、多くの遺跡において、一棟の竪穴建物から複数点の墨書・刻書土器が出土している事例が見られる。

16点の墨書・刻書土器が出土した東吾妻町三島の四戸遺跡においては、2区39号竪穴建物から出土した7～9の3点、2区61号竪穴建物から出土した13・14の2点で、いずれも墨書土器である。2区39号竪穴建物出土の8・9は、同一遺構から同一文字が記された墨書・刻書土器が複数点出土した事例である。

24点の墨書・刻書土器が出土した長野原町川原畑の上ノ平Ⅰ遺跡では、1号竪穴建物から30・31の2点、23号竪穴建物から38～42の5点、48号竪穴建物からは43・44の2点が出土した。5点の墨書土器が出土した23号竪穴建物出土の38・40が同一遺構出土の同一文字の墨書土器の事例である。

71点と、吾妻郡内では最も多くの墨書・刻書土器が出土した長野原町川原湯の石川原遺跡においては、27号竪穴建物から56～59の4点、30号竪穴建物から60～67の8点、31号竪穴建物から68～70の3点、40号竪穴建物から73～75の3点、43号竪穴建物から76～82の7点、48号竪穴建物から83～84の2点、60

号竪穴建物から86～87の2点、81号竪穴建物から91～93の3点、87号竪穴建物から94～106の13点など、1棟の竪穴建物から複数点の墨書・刻書土器が出土している。このように、いくつかの竪穴建物から、それぞれ複数点の墨書土器が出土していることは特筆すべきことである。また、同じ竪穴建物から出土した墨書土器には同じ文字が記される傾向が非常に強いことが、特徴として指摘出来る。

同一文字が記された複数の墨書土器が同一遺構から出土した事例としては、他に、長野原町林の中棚Ⅱ遺跡の16号竪穴建物から須恵器碗・杯底部内面に「赤家」、底部外面に「赤」と墨書されたものが165・169の2点、長野原町林の楡木Ⅰ遺跡2号竪穴建物から須恵器杯底部・底部に「佐」と記されたものが173・174の2点、楡木Ⅱ遺跡46号竪穴建物から須恵器碗・杯底部・体部に「三家」と記されたと考えられるものが186・187の2点、同遺跡72号竪穴建物からは須恵器杯底部外面に「佐」と記されたものが188～190の3点、等がある。

他に、長野原町川原湯の下湯原遺跡A1区2号竪穴建物、長野原町林の下田遺跡4号竪穴建物(130・131)、同林宮原遺跡SI05竪穴建物(137～144)とSI06竪穴建物(145～149)、同林宮原Ⅷ遺跡SI08竪穴建物(152・153)などの遺構から複数の墨書土器が出土しているものの、同一文字ではない。

集落遺跡出土の墨書・刻書土器に記された文字が意味するところとしては、従来、それぞれの単位集団における標識的文字、例えるならば、一面としては後世の「屋号」に類するようなものであった可能性が高いものと見られてきたが(関1994)、吾妻郡内の遺跡における墨書・刻書土器について見れば、竪穴建物ごとに同じ内容の文言が記された事例が多いことから、竪穴建物単位を基礎とする単位集団の存在を想定することが可能であり、記された文字はそれぞれの単位集団の標識的文字であったと解釈することが可能であろう。

## 6. 記載内容

墨書土器の記載内容については、以下、比較的まとまった量の墨書・刻書土器が出土した東吾妻町三島の四戸遺跡、長野原町川原湯の石川原遺跡、長野原町林の楡木Ⅱ遺跡出土の事例を採り上げて検討することにした。

### (1) 四戸遺跡

東吾妻町三島に所在する四戸遺跡は、上信自動車道吾妻西バイパスの建設に先立って発掘調査され、古代の主な遺構としては掘立柱建物8棟と竪穴建物建物54棟が検出され、合計で2～17の16点の墨書・刻書土器が出土した。検出された奈良・平安時代集落の規模から見れば、墨書・刻書土器の出土量は非常に少なく、当該期出

土土器総量に占める割合は極めて少ない。

16点中、刻書土器は3区遺物集中出土の16と2区48号竪穴建物出土の11の2点のみで、いずれも土器の焼成前に刻書されたものである。年代別では、8世紀代のものが2・3・16の3点、9世紀後半のものが4～6・10～15・17の10点、10世紀代のものが7～9の3点である。器形は9世紀後半の2区48号竪穴建物出土の11が須恵器甕である以外、その他の15点はいずれも供膳具である。これらの点は、全国的な墨書・刻書土器の傾向と完全に合致している。

土器そのものの年代観が8世紀のものは、1区28号竪穴建物出土の2、1区遺構外出土の3、3区遺物集中出土の16の僅か3点に過ぎないため、出土状況について、然したる特徴を見出すことは出来ないが、9～10世紀のもの12点の内、10点が2区の竪穴建物からの出土である。一見、平安時代の墨書・刻書土器は2区に集中しているように見えるが、これは9～10世紀の竪穴建物が2区に集中しているからであって、墨書・刻書土器出土の遺構が特定箇所集中している訳ではない。竪穴建物からの出土が主である点も、9世紀以降のものが多いという点も、東日本各地における奈良・平安時代の集落遺跡から出土する墨書・刻書土器の傾向と全く合致している。

#### ①「寺」

8世紀の墨書土器である1区28号竪穴建物出土の2と1区遺構外出土の3の2点は、器種・器形・文字記入部位・方向のいずれも異なっているものの、いずれにも「寺」の1文字が記されている。また、2区43号竪穴建物出土の10(9世紀後半)は、残画から見て「寺」の文字の下半分の「寸」の部分、もしくは「寺」の文字の省画としての「寸」の可能性もある。ただし、「寸」は「村」の省画である可能性もあるので、現状では「寺」の文字が記されたものと直ちに断定することは出来ないが、出土地点は異なるとは言え、明瞭に「寺」と記された墨書土器が2点出土し、さらにもう1点、「寺」の可能性を有する文字が記された土器が出土していることになる。

四戸遺跡の北東約5kmには吾妻郡内唯一の本格的な古代寺院の遺跡であり、群馬県内では現在までのところ4箇所しか確認されていない7世紀後半頃の創建と考えられる金井廃寺(東吾妻町金井)が位置している。発掘調査によって全容が解明されたわけではないが、上野国内において最も重要な寺院の一つであったことは間違いなく、しかも、上野国中央平野部から離れた山間の吾妻郡の地に、早くも7世紀後半には本格的な寺院が建立されていたことは、注目に値する。

金井廃寺、前橋市総社町の山王廃寺、伊勢崎市上植木町の上植木廃寺、太田市寺井町の寺井廃寺等、上野国内4箇所の7世紀創建寺院の遺跡のうち、前橋市総社町に

所在する山王廃寺からは「放光寺」・「方光」と記された文字瓦が出土し、高崎市山名町所在の山ノ上碑や「長元三年上野国不与解由状案」（所謂「上野国交替実録帳」、東京国立博物館蔵九条家本『延喜式』裏書）定額寺項に見える放光寺の遺跡であることはほぼ確実となったものの、「長元三年上野国不与解由状案」定額寺項に見える法林寺、弘林寺、慈廣寺の3箇寺については、現在までのところ、その遺跡がどこであるのか全く不明である。これら3箇寺が、国家によって国分寺に並ぶ官寺としての扱いを受けた定額寺であることから、大規模な寺院であったことに相違ないので、山王廃寺＝放光寺跡を除いた上野国内の3箇所の7世紀建立寺院の遺跡は、これら定額寺3箇寺の遺跡と見ることも一案としては可能であろう。

本遺跡と金井廃寺とでは若干の距離があるものの、金井廃寺が上野国内に建立された代表的寺院の一つであったことから見れば、何がしかの影響を受けていたことは想像に難くない。四戸遺跡から出土したこれらの「寺」と記された墨書土器が、金井廃寺と何等かの関連を有するか否か、現段階では明確ではないものの、その背景を考える上で、金井廃寺の存在も考慮に入れておく必要がある<sup>(2)</sup>。

## ②「吾」

9世紀後半～10世紀代の墨書・刻書土器の中では、まず、2区26号竪穴建物出土の6と、2区61号竪穴建物出土の13に記された「吾」の文字が目目されるところであろう。器種は共に須恵器碗であるが、2区26号竪穴建物出土の6は倒位、2区61号竪穴建物出土の13は正位でそれぞれ記されている。各々、文字が記された方向は異なるが、共に本遺跡が所在する吾妻郡の郡名の一部もしくは郡名を負う氏族名が記された可能性が高い。なお、『倭名類聚抄』によれば、上野国吾妻郡には郡名と同名の「吾妻」郷はないため、「吾」の文字が地名を指しているとするならば、郡名以外には有り得ない。中棚Ⅱ遺跡出土165・169の「赤」もその可能性がある。

吾妻郡家の遺跡は現在までのところ検出されておらず、郡家推定地についても未だ定見はない。しかしながら、金井廃寺が7世紀に創建された本格的寺院であったことから考えれば、吾妻評の評督で、後に吾妻郡の郡領に補されるような地域きっての有力豪族によって建立された評・郡随一の寺院であったと考えられる。全国的に見ても評・郡家遺跡の近隣に7世紀に創建された本格的寺院の遺跡が存在する例は枚挙に暇がなく、これらの寺院のことを「評・郡家付属寺院」とか「評・郡寺」と評・郡家との密接な関連を想定する研究者は少なくない。このような評・郡家に近接する7世紀創建寺院と評・郡家との直接的・具体的な関係については、まだ検討の余地

や異見も多いところであるが、いずれにしても、それら評・郡家に近接する寺院は、立評と同時に評督に補されたような地域きっての有力豪族によって建立されたであろうことは、まず間違いないところであり、法号とは別の通称としての寺名には評・郡名を負っていたことが各種の史料や出土文字資料によって明らかになっている。このように見れば、吾妻評・郡家は金井廃寺の近隣に存在したとみることが自然であり、金井廃寺の通称は「吾妻寺」であったと考えられる。

先述した様に金井廃寺は本遺跡の北東約5kmに位置しているので、吾妻評・郡家も本遺跡から約5km圏周辺に存在したと見るのが自然である。このことから見れば、本遺跡から出土した「吾」と記された2点の墨書土器は、郡家あるいは郡家近接寺院との関連、もしくは郡名を負う郡領氏族との関連を示唆する。

全国的に見ても、評・郡名ないし評・郡名の一部が記された墨書・刻書土器は評・郡家周辺あるいは評・郡関連施設が存在が考えられる場所、さらには国府の周辺など、評・郡の活動と密接に関連するよう場所及びその周辺から出土している(高島2016a)。その点から見れば、四戸遺跡もまた、郡家周辺地域の一角と言って良い場所であったということになり、これらの墨書土器は、本遺跡の地における歴史的な背景を明らかにする上で、重要な資料と位置付けることが出来る。

なお、群馬県内では、現在までのところ評・郡名ないしその一部が記された墨書・刻書土器が本遺跡出土の事例を除いて42点出土している(高島2016a)。車評・群馬郡を意味する「車」、勢多評・郡を意味する「勢多」、佐位郡を意味する「佐」、片岡郡を意味する「片岡」(刻書)、甘楽郡を意味する「甘」、多胡郡を意味する「多胡」「多」、新田評・郡を意味する「新田」「入田」「新」「入」、山田評・郡を意味する「山田」、邑楽評・郡家の厨を意味する「邑厨」「上邑厨」などの事例があるものの、吾妻評・郡を表す文字が記されたものは、これらの資料が初出となる。

## ③「牧」カ

10世紀代と考えられる2区39号竪穴建物からは、8・9の2点の「牧」と判読できそうな墨書土器が出土している。ただ、不明瞭な点も多く、この2点については、あくまでも釈読案の一つという程度に留めておく。

「牧」と釈読して良いとすれば、群馬県内から初出の例となる。なお、律令制下の官牧が設置されていた長野県や山梨県などからは、「牧」と記された墨書土器が出土している。

周知の通り、律令制下、上野国には隣国である武蔵・信濃両国や甲斐国と同様に官牧が設置されており、律令国家きっての貢馬国であった。『延喜式』左右馬寮御牧条の上野国内には御牧として9箇所の名が上がっている。

御牧(中略)上野国 利刈牧、有馬島牧、沼尾牧、



拝志牧、久野牧、市代牧、大藍牧、鹽山牧、新屋牧（後略）

また、『政事要略』巻23、年中行事8月下にみえる「二十八日上野勅旨御馬事」の割註には、延喜7・8(907・908)年の例として前掲9牧に加え、「小栗田」・「平澤」の2牧が挙げられている。

弘仁11年(820)に選定された『弘仁式』主税寮には、すでに甲斐・武蔵・信濃・上野の4箇国から牧馬を京進する際の規定がみられるので、少なくとも9世紀前半には、上野国内に御牧が設置されていたことになる。

なお、奈良市の平城京左京2条3坊長屋王邸宅跡から出土した木簡の中に、「御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右」「馬司甲斐二人 上野二口 甲斐四口」「馬司甲斐二人 上野二人 六人」と記載されたものがある。これらの木簡に見える国名は、9世紀段階に御牧が設置された4箇国中の3箇国に該当する。このことは単なる偶然の一致ではなく、すでに奈良時代初頭から、これら3箇国において馬匹生産が盛んに行われていたことを伺わせるものであり、9世紀段階に御牧が設置されたのも必然的帰着であったと見られよう。

これら9御牧の内、利刈牧と有馬島牧は、『和名類聚抄』にみえる群馬郡利刈郷・有馬郷と、また、新屋牧は甘楽郡新屋郷と、それぞれ名称が一致しており、これらの牧はそれらの郷を中心とした場所に設置されたとみて差し支えないだろう。また、拝志牧も、前橋市日輪寺町周辺一帯に「林」の地名が遺っていることから見れば(高島2018)、その一帯に比定することができる。それら以外の上野国の6箇所御牧は、現在に至るまで比定地が明確ではないものが多いが、沼尾牧、大藍牧、市代牧を吾妻郡内に比定する説もあるので(表6)、これらの墨書土器との関連が想定できるかもしれない。

#### ④小結

以上の他では、3区遺物集中箇所出土の16の8世紀の須恵器杯の底部外面に焼成前に刻書された「丈」の文字は、古代氏族丈部氏のウジ名である可能性が考えられる。丈部氏は阿倍氏の同族で、古代東国とくに常総地方や陸奥国の太平洋岸にかけて広く分布する有力氏族であった。墨書・刻書土器に記された氏族名として千葉県・埼玉県・茨城県・福島県等を中心に多くの類例がある。

また、9世紀後半の2区48号竪穴建物出土の11の須恵器甕体部外面に焼成前に刻書された「石」の文字については、あくまでも可能性の一つに過ぎないが、石上氏・石上部氏など物部氏同族の氏族名と考えることが出来る。上野国碓氷郡には磯部郷があり、甘楽郡・多胡郡周辺からは物部氏・石上部氏に関わる文字資料がいくつも出土している。高崎市山名町所在の神亀3(726)年銘を有する金井沢碑にも「鍛師磯マ君身麻呂」の名がみえる(勝浦1999、関口2016、小池2020、前澤2020)。いず

れにしても上野国に所在した氏族名として、知られている。

9世紀後半の4区28号竪穴建物出土の17は、小破片であるため不明確な部分が多く、確定的なことは言えないが、一案としては、人面墨書土器の髭の部分の表記である可能性が考えられなくもない。

四戸遺跡から出土した墨書・刻書土器は16点と集落の規模から見ればあまり多くはないものの、これまで吾妻郡域において古代の文字資料が纏まって出土した事例は殆どないので、その点においても重要である。

また、内容的には評・郡名と通じる「吾」の文字が記されたものが2点、また「寺」の文字が2点出土していることは注目できる。本遺跡の北東約5kmに位置する金井廃寺、さらには金井廃寺の近隣に所在したであろう吾妻評・郡家と本遺跡の地との密接な関連を示唆する文字資料として、本遺跡の歴史的な意義を考える上で重要な資料となり得るものである。

#### (2)石川原遺跡

八ッ場ダム建設に伴って発掘調査された吾妻郡長野原町の石川原遺跡は、9世紀第2四半期から11世紀にかけて営まれた集落遺跡で、62棟の竪穴建物や多数の土坑、ピットが検出されている。ここからは54～124の71点の墨書・刻書土器が出土した。墨書土器は54～86・88～124の70点、焼成後刻書土器が87の1点であり、刻書土器は71点にも及ぶ墨書・刻書土器が出土しながら、墨書土器と刻書土器との比率がこれほどまでに極端な例も珍しい。検出された古代集落の規模が大きいことにも因るが、これまで知られている限り、吾妻地域において1遺跡当たりの墨書・刻書土器の総数としては最多であり、検出された古代集落の規模にほぼ見合った分量の墨書・刻書土器が出土している言えるだろう。

石川原遺跡出土の墨書・刻書土器71点の内、全く判読不能なものが、58・59・64・72・78・80・83・84・93・109・110・116・120・123の14点ある。また、体部内外面2箇所に墨書された71号竪穴建物出土の89、104号竪穴建物出土の107、遺構外出土の117は、いずれも体部内面に記された方が判読不能ないしは文字であることの是非すら不明なものである。よって、ある程度判読が可能で、記された文字数についてもほぼ確定出来るものは56点ということになる。なお、その内29点に2文字記されている。

一般的に集落遺跡出土の墨書土器は、1文字か2文字程度しか文字が記されないものが殆どで、特に1文字しか記されないものが圧倒的に多いという特徴が指摘されているが、本遺跡では、判読可能なものの内、2文字が記されたものの方が多くという点も、特徴的と言えよう。

①「小井」、「井小」、「井万」、「井」、「泉」

87号竪穴建物から94～136の13点の墨書土器が出土し、その内「小井」と記されたものが94～98・100～102・104・105の10点出土した。また、須恵器杯の底部外面に「井」と墨書されたものが1点出土しているが(99)、これも、元来は「小井」と記されていたものであった可能性が高い。そうすると、87号竪穴建物から出土した13点の墨書土器の内の判読可能な12点の内の11点が「小井」と記されたもので占められているということになり、この竪穴建物に関連する人々の間において、「小井」という文字が有した意味の重要性が伺える。いずれにせよ、石川原遺跡から出土した墨書・刻書土器71点の中で、「小井」と墨書されたものが合計で15点あり、この文言が記されたものが、記載内容別に見れば最多となる。

また、これら「小井」と記された墨書土器は、87号竪穴建物出土の94・96の2点(10世紀)以外いずれも9世紀のものであり、10世紀のもの2点を含めたそれらいずれもが底部に記され、しかもその半数に当たる7点が底部内外面2箇所記されたものであることも特徴的である。ただし、87号竪穴建物出土の102のみは、須恵器碗の底部内外面に「小井」と墨書された他に、さらに体部外面にも正位で「小井」の文言が墨書され、石川原遺跡出土墨書・刻書土器の中で、唯一、土器の器面3箇所に文字が記された事例である。

48号竪穴建物出土の84は、10世紀前半の須恵器碗の体部外面に正位で「井小」と記されている。同じ竪穴建物からは、もう1点、同じく10世紀前半の須恵器碗の体部外面に正位で「小」と判読できる文字が墨書された83が出土している。83で釈読出来たのは「小」の1文字のみであったものの、元来は「小井」と記されたものであった可能性も否定出来ない。また、遺構外からも底部内面に「井小」と墨書された9世紀後半の須恵器碗118が出土している。これら「井小」と記されたものは、「小井」の字順を入れ替えたものと見るならば、古代においては、漢字の字順を前後で入れ替えて表記するような場合が往々にしてあるので、「小井」と記されたものと同じ意味を有すると想定しても、強ち間違いとは言えないのである。なお、字順や語順の前後を入れ替えて表記することには、何某か呪術的な意味があるのではないかと考えられている。31号竪穴建物からは、須恵器皿の体部外面に横位で「井マ」と墨書された68・69と、須恵器碗の体部内面に正位で「□〔井カ〕マ」と墨書された70が出土しており、出土した3点の墨書土器すべてが「井マ」と記されている。いずれも10世紀前半の土器である。

さらに115号竪穴建物からも須恵器碗の底部内面に「井」と墨書された108が、遺構外からは、須恵器杯の底部内面に「小井」、外面に「井万」と墨書された115

や、須恵器杯の底部内外面2か所に「小井」と墨書された114などが出土している。また、「泉」と墨書されたものが、104号竪穴建物出土の107、遺構外出土の112・117等で3点あり、いずれも須恵器碗・杯の体部に正位で記されている。

このように、石川原遺跡からは「小井」14点、「井」2点、「井マ」3点、「井万」1点と、「井」の文字が共通する墨書土器が20点出土している。それらに加えて、「泉」が3点存在することは示唆的である。

石川原遺跡の調査範囲からは、井戸や湧水点が検出された訳ではないので、これらの文字群が井戸や湧水点等の祭祀に関わる文字であるとも、また、それらの墨書土器が、調査対象範囲内における特定のエリアから纏まって出土した訳でもないので、地理的な纏まりを表現したものとも考え難いところであり、また、各文字それぞれの意味するところ自体も不明と言わざるを得ないものの、「井」の文字あるいは「井」に関連する文字を「標識」とした各単位集団と、さらに個々の単位集団の枠を越えたさらに上の段階の、ある程度広範囲な集団的結合を示していた可能性が想定出来る。

また、「井」の文字を、仮に氏族名の一部と推測するならば、これも飽くまでも可能性の一つに過ぎないところであるが、渡来系氏族である白井史氏、井上忌寸氏や神祇祭祀に関わる氏族である井辺首(斎部、伊部、員弁、忌部)氏等が候補に挙げられる。既存の史料では、上野国内における白井史氏や井上忌寸氏、井辺等の存在を裏付けるものはないが、上野国に関する古代の史料そのものが僅少なので、既存の史料に見えないことは推測の妨げとはなり得ない。仮に白井史氏との関連を想定するならば、遺構外出土の124、9世紀後半の須恵器碗の体部外面に正位で「白□」と墨書されたものも参考となろう。

②「石本」、「石」

石川原遺跡から出土した墨書・刻書土器で、14点の「小井」に次いで多い文字が、56・60～63・65～67等「石本」である。27号竪穴建物から56が出土している他は、いずれも30号竪穴建物からの出土で、出土した墨書土器で判読可能な60～63・65～67の7点すべてが「石本」と記されたものである。

これら「石本」と記された8点の墨書土器は、いずれも10世紀前半代のもので、体部外面に文字が記されている。文字記入の方向は、30号竪穴建物出土の黒色土器碗65が倒位で記されている以外、体部外面に正位で文字が記されている。器種・器形は黒色土器坏が殆どで、27号竪穴建物から56、30号竪穴建物から60～63・65の5点が出土している。それ以外の2点はいずれも30号竪穴建物から出土した須恵器碗である(66・67)。

石川原遺跡から出土した墨書・刻書土器71点の内、黒色土器のものは56～65・88の11点に過ぎないが、

70号竪穴建物出土の底部外面に「休」と墨書された88が9世紀第3四半期である以外は、10点すべて10世紀前半代のもので、56～59の4点が27号竪穴建物から、60～65の6点が30号竪穴建物からと、遺構毎にまとまって出土している点が特徴的である。

本遺跡出土の黒色土器が使用された墨書土器11点の内、記された文字が判読可能なものは56・57・60～63・65の8点で、その内、70号竪穴建物出土の88以外は、いずれも「石本」という文言が記されたもので、しかも10世紀前半代のものである。「小井」と記された墨書土器の殆どが9世紀代のものであったが、9世紀第2四半期から第4四半期に亘っており、少量とは言え10世紀代のものも含まれていたのに対して、「石本」と記された墨書土器は、器種の点からも、また、時期的にも極端に纏まっている。なお、遺構外から出土した9世紀後半代の須恵器碗の体部外面に正位で「石」の1文字が墨書されたものが1点出土しているが(122)、「石本」と墨書されたこれら一連の墨書土器8点と、記載内容において何らかの関連を有する可能性を考慮しておく必要があるかもしれない。

「石本」という文字が意味するところについては、僅か2文字であるので、率直に言って如何様にも解釈可能のところではあるが、敢えて具体的に一案を示すならば、飽くまでも可能性の一つに過ぎないものの、仮に人名の一部としてみた場合、「石」の文字は石上氏・石上部氏などの氏族名の一部を示したものと見ることが出来よう。上野国碓氷郡磯部郷や石馬郷は、石上氏・石上部氏との関連が想定されており、碓氷郡内からは、安中市郷原の堀端遺跡等「石」と記された墨書土器が纏まって出土した遺跡がいくつか存在している(安中市学習の森安中市ふるさと学習館2010)。また、神亀3(726)年銘の高崎市山名町金井沢碑に「鍛師磯マ君身麻呂」の名が見えるほか(勝浦1999、前澤2020ほか)、高崎市矢中町矢中村東遺跡出土「物部私印」銅印、高崎市吉井町矢田遺跡出土「物部郷長」刻書紡輪、高崎市箕郷町下芝五反田遺跡出土の「物」と墨書された須恵器碗・杯、富岡市高瀬下高瀬上之原遺跡出土の「野国甘楽郡瀬上郷戸主物部名万呂進」と刻書された土師器甕、同一ノ宮宮崎浦町遺跡出土の「物」と記された須恵器碗等、古代の碓氷郡や隣郡の甘楽郡周辺では、石上氏、石上部氏、及びその同族である物部氏等に関連する古代の文字資料がいくつも存在し、上野国南西部に広く分布していた様子が判明している(関口2007・2013ab・2014、多胡碑記念館2020)。

「本」の文字は「奉」の異体字としても解釈出来るので、「石本」という文言を、「石上」氏ないし「石上部」氏の某が何物かを神仏に「奉」ったと解釈することも一案としては可能である。仮に、これら「石本」の「本」の文字を「奉」の異体字と解釈するならば、本遺跡の遺構外

から出土した須恵器碗の体部外面に正位で「奉」と墨書された113・121の2点との関連性も想定出来る。

石川原遺跡出土墨書土器に見える「石本」・「石」の文字が、古代の氏族名である石上氏、石上部氏と関連するものだとするれば、これまで殆ど判明していない古代吾妻郡内における氏族の動向を知る上での重要な手掛かりとなるところである。また、87号竪穴建物から出土した9世紀第3四半期～第4四半期頃の須恵器碗の体部外面に「物」と記された103との関連も考えなければならぬ。この墨書土器も、僅か1文字のみ記載されたものなので、文字内容については如何様にも解釈することが可能であり、飽くまでも仮定に過ぎないが、石上氏、石上部氏同族である物部氏との関連が想定出来る。

なお、吾妻郡内における物部氏関連の可能性がある文字資料としては、唐堀C遺跡出土の9世紀前半の須恵器杯底部外面に「物」と刻書された18、9世紀第3四半期の須恵器碗及び8世紀の土師器杯の体部に「物」と墨書された21・22の計3点がある。さらに、本遺跡に比して古代吾妻郡の中枢部により近く、郡内における中心的集落の一つであったと考えられる前述の四戸遺跡からは、9世紀後半の須恵器甕体部外面に焼成前に「石」の文字が刻書された11が出土している。

飽くまでも、想定可能な仮説の一つに過ぎないところではあるが、群馬郡から多胡郡、甘楽郡、碓氷郡にかけての地域に広く分布していた石上氏、石上部氏及びその同族である物部氏の集団の一部が、吾妻郡の開発に関わって入植していた可能性や、吾妻郡の在地首長たちが、上野国南西部に勢力を有した石上氏、石上部氏、物部氏たちと擬制的同族関係を結んでいたこと等を示唆する史料の一つとして位置づけることも出来なくはない。

なお、79・87が「辛」と釈読することが出来ることから見れば、多胡郡韓級郷と関連も想起されるところであり、また、石川原遺跡からは吉井型羽釜が出土していることも、この地が多胡・甘楽・碓氷の各郡方面との密接な関連を補強する材料になり得るかもしれない。

先述した『政事要略』巻82糾弾雑事所載の貞観4(862)年4月10日付太政官符に見える「上野国吾妻郡擬大領外正六位(ママ)上毛野坂本朝臣直道」の上毛野坂本朝臣氏は石上部君氏からの改姓氏族であるので、直道が吾妻郡大領に擬任されていたことから、吾妻郡内における石上氏、石上部氏、物部氏らの存在は裏付けられるのではないだろうか。

### ③「寺」

その他、記載内容の点から見れば、僅か1点に過ぎないものの、9世紀第3四半期～第4四半期の須恵器杯底部外面に「寺」の文字が墨書された89が71号竪穴建物から出土している。石川原遺跡において、瓦塔片や仏鉢型土器のような仏教信仰を直接的に示すような遺



物の出土はなく、また、近隣にも古代の寺院や仏堂の遺構が検出された遺跡は存在していないものの、寺院や仏堂等と直接的な関連が見られないような古代の集落遺跡から「寺」や「仏」等の文字が記された墨書・刻書土器が出土した事例は、全国でも枚挙に暇がないので、本遺跡出土の「寺」と記された墨書土器についても、寺院や仏堂との直接的な関連を想定する必要はない。古代の民衆にとっては、必ずしも堂宇を備え、また、恒久・常備的なものでなくとも、仏教的な信仰や儀礼をおこなう場や空間が、その時点において「寺」と認識されることも存在したということが、これらの墨書土器が示す年代とほぼ同時期に成立した『日本霊異記』等の記述から伺えるところである。

なお、54号竪穴建物から出土した須恵器杯の体部外面に正位で「寸」と記された85も、四戸遺跡出土の10と同様、「寺」の文字の下半分の「寸」の部分に当たることから「寺」の文字を省画した異体字として解釈することが可能であるが、勿論、「寸」という文字として記された可能性も、また「村」の文字の省画・異体字として記された可能性も存在するので、断定は出来ない。仮に、この「寸」の文字が「村」の字を省画した異体字と見るならば、33号竪穴建物出土の10世紀第1四半期の須恵器碗体部内面に正位で「邑」と記された71との関連が想定出来る。

このように、1文字しか記されていない墨書・刻書土器については、如何様にも解釈することが可能であるので、記された文字の内容を特定することは、実際には不可能であり、飽くまでもいくつかの可能性が提示できるに過ぎないところが、墨書・刻書土器を扱う上で、最も困難な点である。

#### ④「子」

40号竪穴建物からは出土した73～75の3点すべてが、また、43号竪穴建物出土の81・82の2点が、「子」と記されている。時期はいずれも9世紀後半であるが、40号竪穴建物出土の73・74は須恵器皿及び杯の底部外面、75は須恵器碗体部外面正位と、器形と文字記入部位・方向がまちまちではあるものの、「子」の文字が記されている点では共通しており、むしろ、この竪穴建物における「子」の文字への拘りないしは執着と言うか、意味するところの大きさが伺える。

「子」の文字は、他に43号竪穴建物から81・82の2点が出土している。43号竪穴建物からは、先述した通り7点の墨書土器が出土し、内、78・80の2点は判読不能なので、判読が可能なものは76・77・79・81・82の5点であった。その内の2点が「子」と記されたものであり、43号竪穴建物においても「子」の文字の有した意味の大きさが伺える。内1点、81は「風構え」の中に「子」の文字が記されている。

「子」の文字が記された計5点の墨書土器も、いずれも1文字のみの記載であるので、如何様にも解釈することが可能であるが、敢えて解釈の1案を示すと、現在の高崎市吉井町周辺で造られた上野国分寺跡及びその周辺から出土した焼成前刻書された文字瓦に見える氏族名ないしその一部としての「子」の文字との関連で、氏族名ないしその一部と見做す解釈である。そうすると、『続日本紀』天平神護2(766)年5月壬戌(8日)条に見える「在二上野国一新羅人子午足等一百九十三人、賜二吉井連一。」の記事とも関わる可能性も想定出来る。

もし仮に、石川原遺跡から6点出土している「子」の文字を、『続日本紀』天平神護2(766)年5月壬戌(8日)条や上野国分寺跡出土文字瓦に見える氏族名ないしその一部として解釈することが可能と考え、敢えて推測に推測を重ねるならば、石川原遺跡が所在する吾妻郡西部一帯と多胡郡との強い関連が想定出来ることになる。そうすると、先述した本遺跡出土の「石本」、「石」と土器に墨書された文字を石上氏、石上部氏の氏族名と関連付ける仮説において、石上氏、石上部氏、物部氏等が盤踞した群馬郡から多胡郡、甘楽郡、碓氷郡に至る地域との関連性をさらに補強することにもなろう。

#### ⑤小結

これらの他、遺構外から出土した111は、9世紀後半の須恵器碗体部外面に人面墨書土器に見られる髭の表現を描いたと考えられる。吾妻郡内では四戸遺跡からは、小破片であるため不明確な部分が多く確定することは出来ないものの、一案として、人面墨書土器の髭の部分の描写である可能性が考えられものが出土している(17)。

群馬県内から出土した人面墨書土器は、現在までのところ、太田市新田の西今井2遺跡からの出土事例2点など、ごく少数の事例しかないが、吾妻郡内の2箇所の遺跡から人面墨書土器の髭の部分の描写されたと見られる土器が出土していることは注目出来よう。人面そのものではなく、人面墨書土器において極めて特徴的な描写の一つである髭の部分のみが描かれた事例も、神奈川県平塚市の相模国府関連遺跡群等において出土している。

また、43号竪穴建物出土の9世紀第3四半期の須恵器杯の体部外面に横位で「養丸」と墨書された77は、ファーストネームの人名を記したものである可能性と、丸薬の名称を記したものである可能性が考えられる。集落遺跡からの出土であることから見れば、丸薬名であるとは聊か考え難いので、ファーストネームの人名と見た方が良いであろう。なお、人名としてみた場合、人名の「麻呂」の表記が「丸」へと変化していくのは概ね9世紀の頃であるので、その点においても、この土器の年代観は一致しており、人名としての推測を補強出来る。ファーストネームのみの記述と見た場合、周知である氏の名を省略した可能性や、氏の名を持たない階層の人物である

可能性、さらには仮名(けみょう)である可能性などが考えられよう。

現在までのところ、吾妻郡内において、この石川原遺跡ほど、多量の墨書・刻書土器が纏まって出土した遺跡はなく、本遺跡では、検出された古代集落の規模にほぼ見合った分量の墨書・刻書土器が出土していると言える。

### (3) 榎木Ⅱ遺跡

榎木Ⅱ遺跡は、群馬県長野原榎木町林の吾妻川左岸、王城南麓の谷間に立地する縄文時代と平安時代を中心とした集落遺跡で、平安時代には31棟の竪穴建物が山麓の傾斜地に展開している。

この榎木遺跡からは182～195の14点の墨書土器が出土している。46号竪穴建物から185～187の3点、72号竪穴建物から188～190の3点の墨書土器が出土しているが、同じ遺構から出土した土器に記された文字は、それぞれ異なっており、また、全点で僅かに14点に過ぎないので、特定の遺構から墨書土器が集中して出土しているという状況とまでは言い切れない。

また、調査範囲が限られているとはいえ、墨書土器が出土した遺構についても、遺跡内の特定のエリアに集中しているというわけではなく、また、各々の資料の、それぞれ出土した各遺構内における出土状況についても、特に共通するとか、或いは際立った特色が指摘出来るとは言い難い。なお、文字が記された土器の年代観は、5号竪穴建物出土の182・183の2点が9世紀代のもので、それ以外の184～195はすべて10世紀前半代のものであった。

底部内面と体部外面の2箇所にも墨書されているものが、182・187・190・192の4点、体部内面1箇所と体部外面2箇所の計3箇所に墨書されているものが185の1点有り、出土総点数が少ない割には、複数箇所に文字が記入される事例が多いところに特色がある。

文字記入部位に関しては、底部に記入されたものが多く、14点20例の内の10例と、全体の5割を占めている。さらにその中の9例が内面に記されたものである。

確実に1文字が記載されたものは、5号竪穴建物出土の9世紀代の須恵器杯底部内面と体部外面に「ト」という1文字の周囲を四角で囲った182と<sup>(3)</sup>、46号竪穴建物出土の10世紀前半の須恵器杯体部内面に「長」と記された185の2例であった。他にも現状では1文字しか確認出来ない資料も存在しているが、破損して文字数が特定出来ない。

#### ○「三家」

榎木Ⅱ遺跡出土の墨書土器で、記載内容から見て注目されるのは、187の46号竪穴建物出土の10世紀前半の須恵器碗底部内面に記された「三家」の文字である。「三

家」と明確に記されているのはこれのみであるが、同じ土器の体部外面に倒位で記された「三」、6号焼土出土192の10世紀前半の須恵器碗片の体部外面に記された文字も「三家」であると見られ、また、46号竪穴建物出土の186は、破片ながらも底部内面に記された「家」の文字は明瞭である。「家」の文字の上に墨痕が確認出来るが、如何に考えても「家」の文字の上に記された文字の字画は「三」とは読み難い。字画から見れば「御」という文字の偏付近の残画と判断出来なくもないように思われる。もし、その推測が正しいとすれば、この資料に記された文字は、「御家」である可能性が考えられ、「三家」とは通音となり、同じ意味であった可能性が想定出来ることになる。

「三家」は「ミヤケ」を意味して記された可能性が高いものと考えられる。46号竪穴建物出土の186が「御家」と釈読出来ると見て良いならば、なおのこと、その可能性は高いということが出来るだろう。古代においては、音が通用すれば如何なる文字をも当てることが可能というような、現代の感覚から見れば聊かルーズともいえるような用字法が通常行われており、ミヤケについても「三宅」、「御宅」、「三家」、「御家」、「屯倉」、「官家」、「官家」など、様々な文字が当てられ、表記されている。

「ミヤケ」と言うと、大化前代におけるヤマト王権の直轄地である屯倉が想定されるところであるが(館野1999)、『日本書紀』には、吾妻郡の地にヤマト王権の屯倉が設けられていたとの記述は一切ない。勿論、史料に遺っていないヤマト王権の直轄地が存在していた可能性は完全には否定出来ない。

高崎市山名町に所在する「辛巳歳」=681年の年紀を有する山ノ上碑文中に見える「佐野三家」を、ヤマト王権の直轄地である屯倉の一つ見る考え方は、尾崎喜左雄氏が提唱されて以来(尾崎1980)、学界においても強く支持されているところであるが、仮に山ノ上碑文中に見える「佐野三家」が、尾崎氏が言われるように『日本書紀』推古15(607)年条に見える全国的な屯倉設置時にヤマト王権によって設定されたものだとしても、それ自体の名称は「山ノ上碑」碑文のみに現れるもので、『日本書紀』をはじめとする史料には全く見えないものである。そうであるから、律令制下に吾妻郡として編成されたこの地域に、仮に、大化前代においてヤマト王権によってミヤケが設定されていたと想定しても、全く破天荒な仮説とは言い難いのである。律令制下の吾妻郡には「大田郷」が存在しているが、この、「大田」という地名は、ミヤケの耕作地である「ミタ」に対応する言葉である。古代においては、美称としての「ミ=御・美」と「オオ=大・凡」とは、しばしば通用するところであるので、吾妻郡に「大田」の名を有する郷が存在していたことは、この地にヤマト王権のミヤケが設置されていた可能性をより強く示唆するとさ

え言えよう。これらの墨書土器は、いずれも10世紀前半のもので、ヤマト王権の屯倉の時代からは遙かに新しい時期のものである。しかしながら、かつて、大化前代に設置された屯倉の遺称が、地名として9～10世紀まで受け継がれた可能性は決して少なくはないであろう。

ただし、「ミヤケ」という語は、元来、首長の居館や大規模施設を意味する「ヤケ」という語に、美称・尊称である「ミ＝御・美」の語が付されたものであり、「ミヤケ」の語自体が元々は普通名詞であった。ヤマト王権の直轄地としての屯倉とは全く別に、地方官人や在地首長の居宅が「ミヤケ」と称された可能性も否定できない。また、「那津官家」の事例にもあるように、官衙などの公的施設を「ミヤケ」と尊称した可能性も勿論考えられる。また、8世紀の貴族・多治比真人三宅麻呂のように、人名の一部として「三家」の文字が使用されている例もある。ゆえに、楡木Ⅱ遺跡から出土した「三家」と記された墨書土器についても、現段階においては、大化前代に設置されたヤマト王権の直轄地である屯倉の遺存地名である可能性を含めて、幅広く想定しておくべきところと言えよう。

それにしても、律令制下の吾妻郡に大田郷が存在していたことに加え、楡木Ⅱ遺跡において「三家」と記された墨書土器が、そのように想定可能な事例を含めて複数点出土していることは、この地域における古代史像を解明していく上で非常に示唆的な資料であると言えよう。

おわりに

これまでの発掘調査によって明らかにされてきたところでは、吾妻郡内においては、8世紀代の集落は少なく、とくに西部の長野原町域では、広範囲に本格的な集落が形成されるのは9世紀に入ってからのものであったことが判明している。楡木Ⅱ遺跡や向原遺跡では9世紀前半から竪穴建物が形成されていたことが認められ、石川原遺跡でも古代の竪穴建物の出現は9世紀中葉から始まり、9世紀後半になって、格段に建物数は増えており、吾妻川沿いの段丘上から、やや上位にある小さな平地にまで竪穴建物が営まれるようになり、集落がさらに上流域にまで拡大して展開していた様子が窺える。

石川原遺跡をはじめその周辺でも、上ノ平Ⅰ遺跡、下田遺跡、林宮原Ⅱ遺跡、中棚Ⅰ・Ⅱ遺跡、楡木Ⅰ・Ⅱ遺跡等において、纏まった量の墨書・刻書土器が出土している。それらは、時期的にはすべて9世紀第2四半期～10世紀前半の間に収まっており、須恵器・黒色土器を問わず、すべてが供膳具である杯・椀型土器であることは、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の全国的な傾向と完全に合致している。

石川原遺跡出土の71点の墨書・刻書土器については、土器における文字記入の位置が年代によって変化してい

ることが判明した。全国的な古代の墨書・刻書土器の傾向では、年代によって文字の記入部位が明確に変化することとは無く、寧ろ、官衙・寺院等、文字が、行政や信仰における情報伝達の手段として日常的に使用された場所の遺跡では、底部に文字が記されたものが多く、集落遺跡から出土する事例では体部に記されるものが比較的多いというような漠然とした傾向は指摘されてきたものの、石川原遺跡のように、土器の文字記入部位の変化が、年代によって変化する傾向が強いという現象が明確に指摘出来た事例は、石川原遺跡に限った傾向であるとしても、稀有な事例の一つとして特筆すべきであろう。

また、吾妻郡内出土の墨書・刻書土器全般については、同じ竪穴建物から出土した墨書土器には同じ文字が記される傾向が非常に強いことが、特徴として指摘できるようなのである。

集落遺跡出土の墨書・刻書土器に記された文字が意味するところとしては、従来、それぞれの単位集団における標識的文字、例えるならば、一面としては後世の「屋号」に類するようなものであった可能性が高いものと見られてきたが、本遺跡における墨書・刻書土器について見れば、竪穴建物ごとに同じ内容の文言が記された事例が多いことから、竪穴建物単位を基礎とする単位集団の存在を想定することが可能であり、記された文字はそれぞれの単位集団の標識的文字であったと解釈することが可能であろう。

一般的に集落遺跡出土の墨書土器は、1文字か2文字程度しか文字が記されないものが殆どで、特に1文字しか記されないものが圧倒的に多いという特徴が指摘されているが、本遺跡では、判読可能なものの内、2文字が記されたものの方が多いという点も、墨書・刻書土器の出土事例の中では特徴的であると言えよう。

さらに内容的には、石上氏、石上部氏、物部氏、子氏などの氏族名との関連を推測することが可能なものが存在していることも、吾妻郡内出土墨書・刻書土器の特徴として挙げて良いだろう。現段階においては、推測に推測を重ねた、まだ根拠の薄弱な一つの仮説に過ぎないところではあるが、もし、吾妻郡内の遺跡から出土した墨書・刻書土器に記された文字が、それらの氏族との関連する文字であるならば、吾妻郡と碓氷郡・甘楽郡・群馬郡等上野国南西部に勢力を有した氏族たちとの密接な関連が想定出来ることになり、古代吾妻郡の開発動向や支配の在り方を知る上での手掛かりにもなり得る可能性を有している。

いずれにせよ、吾妻郡に関しては既存の古代の史料が非常に僅少であり、また従来、古代の文字資料の出土も非常に少なかったので、同郡における古代の様相は殆ど不明であったと言っても過言ではない。しかしながら、一方で、古代の吾妻郡は、上野国内でも僅少な白鳳期



創建の本格的古代寺院である金井廃寺の存在や、「長元3(1030)年上野国不與解由状案」(所謂「上野国交替実録帳」)諸郡官舎項の「吾妻郡」には「長田院」、「伊參院」という郷倉ないし郡家別院と考えられる施設につての記述があるなど、山間部であり、国府や東山道駅路沿線の地からは僻遠の場所で、3郷しか所在しない小郡であるにも拘わらず、東山道駅路設定以前における主要な東西交通路の一系統の存在が想定され、上野国内における東西・南北方向の通交の結節点の一つであることなど、上野国内においても独特の存在感を示す特異な地であった(関口2013a)。吾妻郡内遺跡から出土した198点の墨書・刻書土器は、そうした山間部の僻遠の地に在りながらも、独特の存在感を示した古代吾妻郡実態の解明に向けての一つの手掛かりを与える重要な資料群と位置付けることが出来るのではないだろうか。

なお、小稿は平成31年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動指定研究による成果の一部である。

註

- (1)墨書・刻書土器の以外の上野郡内から出土した古代の文字資料としては、中之条町出土の銅印2点、東吾妻町出土の銅印1点、東吾妻町唐堀C遺跡出土の刻書紡輪1点、長野原町石川原遺跡出土の刻書紡輪1点等の事例がある。
- (2)四戸遺跡出土の奈良三彩短頸壺は元来仏器であった可能性が高く、この点からも金井廃寺との関連が想定出来る。
- (3)文字の周囲を囲った四角形の底辺を字画の一部と共有する「組み合わせ文字」と見るならば、「上」という文字を四角く囲ったものである可能性も考えられる。
- なお、本例のように、文字の周囲を四角形・三角形・円形等で囲んで記された墨書・刻書土器の例は、全国各地から多数出土しており、必ずしも特異ないし僅少なものではない。
- このように文字の周囲を囲んで表記された墨書・刻書土器は、印や焼印の印影を模倣した表現とも、また、同じ文字でも単独で記すものと、文字の周囲を囲うものとの差別化を意図的に図ることが目的であったとも解釈することが出来る。

引用・参考文献

荒井秀規 2005「神に捧げられた土器」(平川南・栄原永遠男・沖森卓也・山中章編『文字と古代日本4 神仏と文字』吉川弘文館pp.10～37)

安中市学習の森安中市ふるさと学習館編 2010『平成22年度春季企画展 発掘された安中の遺跡2010』

尾崎喜左雄 1980『上野三碑の研究』、尾崎先生著作刊行会

勝浦令子 1999「金井沢碑をよむ」(平野邦雄監修・あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館、pp.106～137)

川原秀夫 2009「上野における郡家地域の景観と郡司」(『国史学』198、pp.85～107)

群馬県教育委員会編 1989『群馬県出土の墨書・刻書土器集成』(1)

小池浩平 2017『古代東国のフロンティア・上毛野-上毛野氏と東山道十五国都督-』みやま文庫

小池浩平 2020「金井沢碑に見る古代社会」(多胡碑記念館編『金井沢碑の遺産-古代豪族と仏教-』、pp.33～38)

関和彦 1994「古代村落の再検討と村落首長」(同『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、pp.182～198、初出1991)

関口功一 2007「上毛野坂本朝臣男嶋とその一族」(同『東国の古代氏族』岩田書院、pp.331～342、初出1992)

関口功一 2013a「古代吾妻郡の組成と性格」(同『古代上毛野の地勢と信

仰』岩田書院、pp.75～89)

関口功一 2013b『山上碑』『金井沢碑』と地域の仏教(同『古代上毛野の地勢と信仰』岩田書院、pp.115～138、初出2002)

関口功一 2013c「古代『上毛野』の住人たち」(同『古代上毛野をめぐる人びと』岩田書院、pp.11～67)

関口功一 2014『『物部』の地域的展開について』(『群馬歴史民俗』35、pp.29～43)

関口功一 2016『『渡来人』の来住』(同『東国の古代地域史』岩田書院、pp.69～88、初出2015)

関口功一 2019『上毛野の古代仏教』みやま文庫

高島英之 2006「墨書・刻書土器から見た古代の出雲地域」(同『古代東国地域史と出土文字資料』東京堂出版、pp.277～297、初出2005)

高島英之 2007「吾妻郡」(加藤謙吉・関和彦・遠山美都男・仁藤敦史・前之園亮一編『日本古代地名事典』雄山閣、pp.361～362)

高島英之 2008a「楡木Ⅱ遺跡出土の墨書土器」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『楡木Ⅱ遺跡(1) 平安時代・中近世編 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第18集』、pp.194～197)

高島英之 2008b「上ノ平Ⅰ遺跡出土の墨書土器について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『上ノ平Ⅰ遺跡(1) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第23集』、pp.146～147)

高島英之 2013「山国の出土文字資料-上野国吾妻郡出土墨書土器から-」(鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通と社会』八木書店、pp.106～134)

高島英之 2016a「郡名記載墨書・刻書土器小考」(同『出土文字資料と古代の東国』同成社、pp.89～182、初出2010・2011)

高島英之 2016b「日本古代村落出土墨書・刻書土器の基本的性格をめぐって」(須田勉編『日本古代考古学論集』同成社、pp.219～242)

高島英之 2018「群馬県前橋市日輪寺観音前遺跡墓域出土墨書土器とその背景」『研究紀要』36、群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.87～106

高島英之 2020a「四戸遺跡出土の墨書・刻書土器」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『四戸遺跡 上信自動車道吾妻西バイパス建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』、pp.302～306)

高島英之 2020b「石川原遺跡出土の墨書・刻書土器について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『石川原遺跡 古墳時代以降編 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第72集』)

竹本晃 2015「金井沢碑からみた物部系氏族の展開」(『研究紀要』19、由良大和古代文化研究会、pp.37～63)

多胡碑記念館編 2020『金井沢碑の遺産-古代豪族と仏教-』

館野和己 1999「ミヤケと国造」(吉村武彦編『古代を考える-継体・欽明朝と仏教伝来-』吉川弘文館、pp.69～99)

平川南 2000a「東国の村落景観-墨書土器の背景-」(同『墨書土器の研究』吉川弘文館、pp.202～213、初出1990)

平川南 2000b「墨書土器と古代村落」(同『墨書土器の研究』吉川弘文館、pp.214～258、初出1989)

藤田憲宏 2002「墨書・刻書土器の出土傾向とその背景」(吉村武彦編『古代出土文字資料のデータベースの構築と地域社会の研究-平成11～13年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書』、pp.145～158)

前澤和之 1978『『上野国交替実録帳』郡衙項についての覚書』(『群馬県史研究』7、pp.12～51)

前澤和之 1982『『上野国交替実録帳』の性格について-定額寺資財帳と不與解由状-』永島福太郎先生退職記念会編『日本歴史の構造と展開』山川出版社、pp.

前澤和之 1983『『上野国交替実録帳』にみえる寺院-上野国分寺と定額寺-』『歴史手帖』

前澤和之 1996『『上野国交替実録帳』にみる国と郡-郡官舎の修理を通して-』(『ぐんま史料研究』7、pp.1～12)

前澤和之 2001『『上野国交替実録帳』研究小論-関口功一氏『『上野国交替実録帳』諸郡官舎項の再検討』に触れて-』(『群馬文化』268、pp.33～51)

前澤和之 2009『『上野国交替実録帳』諸郡官舎項再考-郡家の景観を中心に-』(『国史学』198、pp.61～84)

前澤和之 2015『『上野国交替実録帳』から見る地方官衙のその後』(大田

93

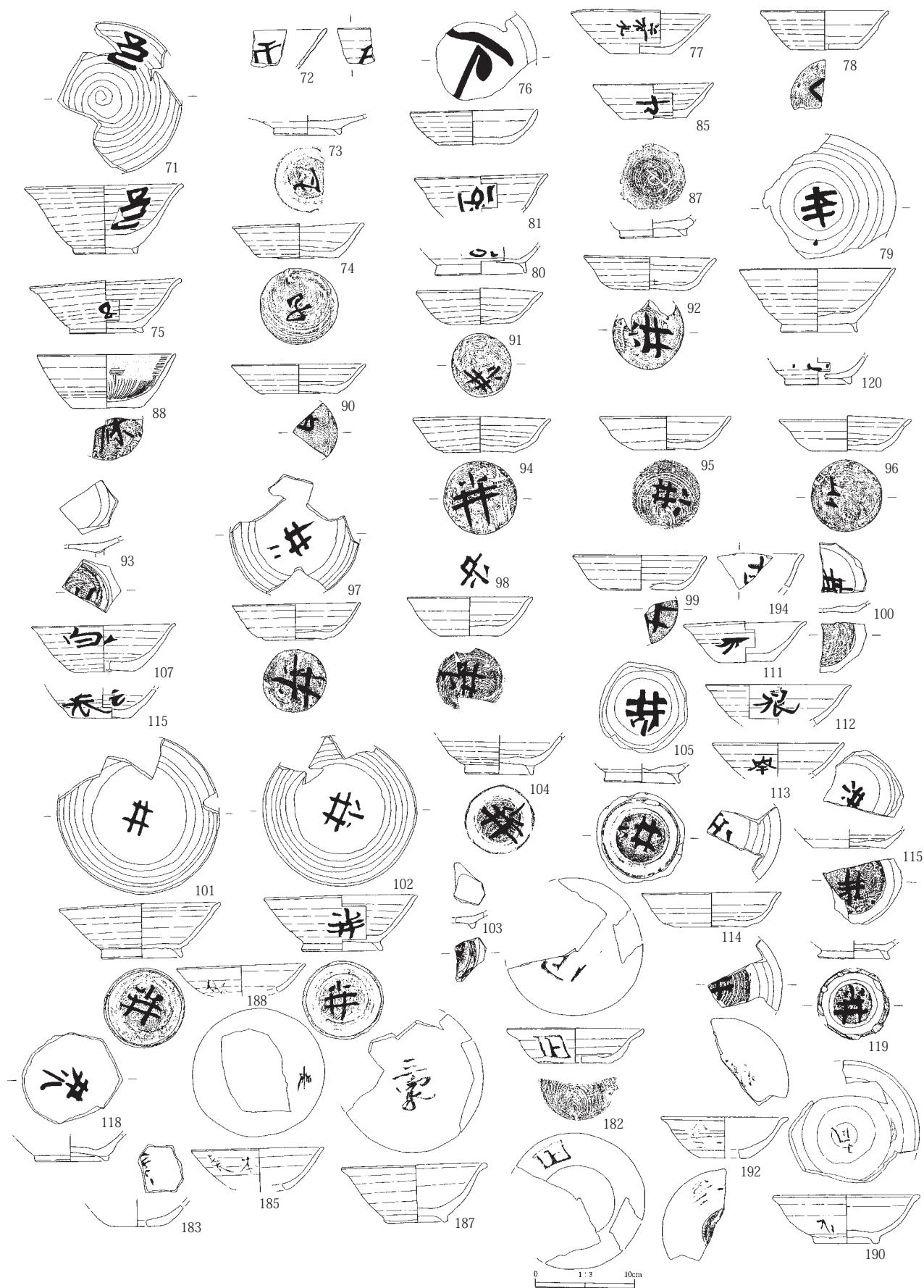


図2 吾妻郡内出土の主な墨書・刻書土器(2)



表1 群馬県吾妻郡内出土墨書・刻書土器集成

| 番号 | 遺跡名    | 遺跡所在地   | 出土遺構      | 器種・器形  | 文字記入部位          | 種類    | 文字内容         | 時期       | 文献 |
|----|--------|---------|-----------|--------|-----------------|-------|--------------|----------|----|
| 1  | 東吾妻町本宿 | 東吾妻町本宿  | 遺構外       | 須恵器皿   | 底部内面            | 墨書    | 「車」          | 9～10C    | 1  |
| 2  | 四戸     | 東吾妻町三島  | 1区28号竪穴建物 | 土師器盤   | 底部外面            | 墨書    | 「寺」          | 8C       | 2  |
| 3  | 〃      | 〃       | 1区遺構外     | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「寺」          | 8C       | 〃  |
| 4  | 〃      | 〃       | 1区遺構外     | 土師器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能         | 9C後      | 〃  |
| 5  | 〃      | 〃       | 1区遺構外     | 土師器杯   | 底部外面・体部外面正位、2箇所 | 墨書    | 「田」          | 9C後      | 〃  |
| 6  | 〃      | 〃       | 2区26号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面倒位          | 墨書    | 「吾」          | 9C後      | 〃  |
| 7  | 〃      | 〃       | 2区39号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「目」          | 10C      | 〃  |
| 8  | 〃      | 〃       | 2区39号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「牧」カ         | 10C      | 〃  |
| 9  | 〃      | 〃       | 2区39号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「牧」カ         | 10C      | 〃  |
| 10 | 〃      | 〃       | 2区43号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「寸」カ「寺」カ     | 9C後      | 〃  |
| 11 | 〃      | 〃       | 2区48号竪穴建物 | 須恵器甕   | 体部外面倒位          | 焼成前刻書 | 「石」          | 9C後      | 〃  |
| 12 | 〃      | 〃       | 2区51号竪穴建物 | 須恵器杯   | 体部外面倒位          | 墨書    | 「田」          | 9C後      | 〃  |
| 13 | 〃      | 〃       | 2区61号竪穴建物 | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「吾」          | 9C後      | 〃  |
| 14 | 〃      | 〃       | 2区61号竪穴建物 | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「太」          | 9C後      | 〃  |
| 15 | 〃      | 〃       | 2区78号竪穴建物 | 須恵器杯   | 底部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9C後      | 〃  |
| 16 | 〃      | 〃       | 3区遺物集中    | 須恵器杯   | 底部外面            | 焼成前刻書 | 「丈」          | 8C       | 〃  |
| 17 | 〃      | 〃       | 4区28号竪穴建物 | 土師器杯   | 体部外面            | 墨書    | 人面の髭の部分の表現か？ | 9C後      | 〃  |
| 18 | 唐堀C    | 東吾妻郡三島  | 2区20号竪穴建物 | 須恵器杯   | 底部外面            | 焼成前刻書 | 「物」          | 9C前      | 3  |
| 19 | 〃      | 〃       | 3区1号竪穴建物  | 黒色土器椀  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9C第3四半期  | 〃  |
| 20 | 〃      | 〃       | 4区37号竪穴建物 | 須恵器椀   | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 内面「右」、外面「馬」  | 9C第3四半期  | 〃  |
| 21 | 〃      | 〃       | 4区38号竪穴建物 | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「物」          | 9C第4四半期  | 〃  |
| 22 | 〃      | 〃       | 3区42号土坑   | 土師器杯   | 底部外面            | 墨書    | 「物」          | 8C       | 〃  |
| 23 | 〃      | 〃       | 4区280号土坑  | 須恵器椀   | 底部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9C後      | 〃  |
| 24 | 〃      | 〃       | 遺構外       | 土師器小型甕 | 頸部外面            | 墨書    | 判読不能         | 8C       | 〃  |
| 25 | 井堀     | 草津町前田   | 遺構外       | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「罌」          | 9C後      | 1  |
| 26 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 底部内面            | 墨書    | 「壽」          | 10C前     | 〃  |
| 27 | 五十嵐    | 中之条町五十嵐 | 遺物集中区     | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「物」カ         | 9C後      | 4  |
| 28 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 体部内面正位          | 墨書    | 「佐」カ         | 9C後      | 〃  |
| 29 | 〃      | 〃       | 6号竪穴建物    | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「高」          | 10C前     | 5  |
| 30 | 上ノ平 I  | 長野原町川原畑 | 1号竪穴建物    | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「凡」          | 10C初     | 6  |
| 31 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「凡」          | 10C初     | 〃  |
| 32 | 〃      | 〃       | 2号竪穴建物    | 須恵器杯   | 体部内面横位          | 焼成前刻書 | 「×」          | 10C前     | 〃  |
| 33 | 〃      | 〃       | 8号竪穴建物    | 須恵器椀   | 体部外面横位          | 墨書    | 「長」          | 9C末      | 〃  |
| 34 | 〃      | 〃       | 9号竪穴建物    | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「東」          | 9C末      | 〃  |
| 35 | 〃      | 〃       | 15号竪穴建物   | 須恵器杯   | 体部内外面正位、2箇所     | 墨書    | 判読不能         | 10C後     | 〃  |
| 36 | 〃      | 〃       | 16号竪穴建物   | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「凡」          | 10C初     | 〃  |
| 37 | 〃      | 〃       | 22号竪穴建物   | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | ○の中に「小」      | 10C初     | 〃  |
| 38 | 〃      | 〃       | 23号竪穴建物   | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「山」          | 9C後      | 7  |
| 39 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 底部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9C末      | 〃  |
| 40 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部内外面正位、2箇所     | 墨書    | 「山」          | 9C後      | 〃  |
| 41 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部内面正位          | 墨書    | 「十」          | 9C後      | 〃  |
| 42 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 体部内面正位          | 墨書    | 判読不能2文字      | 9C末      | 〃  |
| 43 | 〃      | 〃       | 48号竪穴建物   | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能         | 9C後      | 〃  |
| 44 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部内外面正位、2箇所     | 墨書    | 内面「加」カ、外面「人」 | 9C末      | 〃  |
| 45 | 〃      | 〃       | 遺構外       | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 46 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 底部外面            | 墨書    | 「日」カ         | 9～10C    | 〃  |
| 47 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能         | 10C      | 〃  |
| 48 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 49 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 50 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 51 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 52 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 53 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 9～10C    | 〃  |
| 54 | 石川原    | 長野原町川原湯 | 19号竪穴建物   | 須恵器杯   | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 「亥」          | 9C第3四半期  | 8  |
| 55 | 〃      | 〃       | 26号竪穴建物   | 須恵器杯   | 底部内面            | 墨書    | 「中」          | 9C第3四半期  | 〃  |
| 56 | 〃      | 〃       | 27号竪穴建物   | 黒色土器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C前     | 〃  |
| 57 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器椀  | 体部外面横位          | 墨書    | 「□三」         | 10C前     | 〃  |
| 58 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器椀  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 10C前     | 〃  |
| 59 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器杯  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 10C前     | 〃  |
| 60 | 〃      | 〃       | 30号竪穴建物   | 黒色土器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 61 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 62 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 63 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「石カ本」（石奉か）   | 10C第1四半期 | 〃  |
| 64 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器椀  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能         | 10C第1四半期 | 〃  |
| 65 | 〃      | 〃       | 〃         | 黒色土器椀  | 体部外面倒位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 66 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部外面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 67 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 体部内面正位          | 墨書    | 「石本」（石奉か）    | 10C第1四半期 | 〃  |
| 68 | 〃      | 〃       | 31号竪穴建物   | 須恵器皿   | 体部外面横位          | 墨書    | 「井マ」（井部か）    | 10C前     | 〃  |
| 69 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器皿   | 体部外面横位          | 墨書    | 「井マ」（井部か）    | 10C前     | 〃  |
| 70 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「井カマ」        | 10C前     | 〃  |
| 71 | 〃      | 〃       | 33号竪穴建物   | 須恵器椀   | 体部外面正位          | 墨書    | 「邑」          | 10C第1四半期 | 〃  |
| 72 | 〃      | 〃       | 39号竪穴建物   | 須恵器椀   | 体部内外面、2箇所       | 墨書    | 判読不能         | 10C前     | 〃  |
| 73 | 〃      | 〃       | 40号竪穴建物   | 須恵器皿   | 底部外面            | 墨書    | 「子」          | 9C第3四半期  | 〃  |
| 74 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器杯   | 底部外面            | 墨書    | 「子」          | 9C第3四半期  | 〃  |
| 75 | 〃      | 〃       | 〃         | 須恵器椀   | 体部外面倒位          | 墨書    | 「子」          | 9C第3四半期  | 〃  |
| 76 | 〃      | 〃       | 43号竪穴建物   | 須恵器杯   | 底部内面            | 墨書    | 「下」          | 9C後      | 〃  |

## 研究紀要39

| 番号  | 遺跡名  | 遺跡所在地   | 出土遺構       | 器種・器形 | 文字記入部位               | 種類    | 文字内容                     | 時期         | 文献 |
|-----|------|---------|------------|-------|----------------------|-------|--------------------------|------------|----|
| 77  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面横位               | 墨書    | 「養丸」                     | 9C第3四半期    | "  |
| 78  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 79  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部内面                 | 墨書    | 「辛」                      | 9C後        | "  |
| 80  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 81  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面倒位               | 墨書    | 「几」の中に「子」                | 9C後        | "  |
| 82  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「子」                      | 9C後        | "  |
| 83  | "    | "       | 48号竪穴建物    | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 「小」                      | 10C前       | "  |
| 84  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 「井小」                     | 10C前       | "  |
| 85  | "    | "       | 54号竪穴建物    | 須恵器杯  | 体部外面正位               | 墨書    | 「寸」(＝寺カ)                 | 9C第3四半期    | "  |
| 86  | "    | "       | 60号竪穴建物    | 須恵器杯  | 底部内面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 87  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内面                 | 焼成後刻書 | 「辛」                      | 9C後        | "  |
| 88  | "    | "       | 70号竪穴建物    | 黒色土器杯 | 底部外面                 | 墨書    | 「休」                      | 9C第3四半期    | "  |
| 89  | "    | "       | 71号竪穴建物    | 須恵器杯  | 体部外面倒位・内面、3箇所        | 墨書    | 外面「寺」、内面2箇所判読不能          | 9C後        | "  |
| 90  | "    | "       | 73号竪穴建物    | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「□[日カ]」                  | 9C第4四半期    | "  |
| 91  | "    | "       | 81号竪穴建物    | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C第2～第3四半期 | "  |
| 92  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C第2～第3四半期 | "  |
| 93  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C第2～第3四半期 | "  |
| 94  | "    | "       | 87号竪穴建物    | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 10C前       | "  |
| 95  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 96  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「小井」                     | 10C前       | "  |
| 97  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 98  | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 99  | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「井」                      | 9C後        | "  |
| 100 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部内面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 101 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 内面「井」、外面「小井」             | 9C後        | "  |
| 102 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面・体部外面正位、3箇所     | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 103 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「物」                      | 9C後        | "  |
| 104 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 105 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 106 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 107 | "    | "       | 104号竪穴建物   | 須恵器碗  | 体部内外面正位、2箇所          | 墨書    | 体部外面「泉」、内面判読不能           | 9C後        | "  |
| 108 | "    | "       | 115号竪穴建物   | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 外面判読不能、内面「井」             | 9C後        | "  |
| 109 | "    | "       | 2115号土坑    | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 10C        | "  |
| 110 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 10C        | "  |
| 111 | "    | "       | 遺構外        | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 人面髭の表現か?                 | 9C後        | "  |
| 112 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部内面正位               | 墨書    | 「泉」                      | 9C後        | "  |
| 113 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「奉」                      | 9C後        | "  |
| 114 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 115 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 内面「小井」、外面「井万」            | 9C後        | "  |
| 116 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 117 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部内外面正位、2箇所          | 墨書    | 外面「泉」、内面判読不能             | 9C後        | "  |
| 118 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内面                 | 墨書    | 「井小」                     | 9C後        | "  |
| 119 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 「小井」                     | 9C後        | "  |
| 120 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 121 | "    | "       | "          | 須恵器皿  | 体部内面横位               | 墨書    | 「奉」                      | 9C後        | "  |
| 122 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「石」                      | 9C後        | "  |
| 123 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部内面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | "  |
| 124 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「白□」                     | 9C後        | "  |
| 125 | 下湯原  | 長野原町川原湯 | A1区1号竪穴建物  | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C後        | 9  |
| 126 | "    | "       | A1区2号竪穴建物  | 黒色土器杯 | 体部外面横位               | 墨書    | 「一」                      | 10C後       | "  |
| 127 | "    | "       | "          | 黒色土器杯 | 体部外面正位               | 墨書    | 「北」カ                     | 10C後       | "  |
| 128 | 花畑   | 長野原町林   | 91-1号竪穴建物  | 須恵器碗  | 底部内面・体部外面倒位、2箇所      | 墨書    | 内面：□の中に「衛」<br>外面：□の中に「石」 | 9C第4四半期    | 10 |
| 129 | "    | "       | 100-1号竪穴建物 | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「凡」                      | 9C第4四半期    | "  |
| 130 | 下田   | 長野原町林   | 4号竪穴建物     | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 「堰」                      | 10C前       | 11 |
| 131 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部外面正位               | 墨書    | 「佐」                      | 10C前       | "  |
| 132 | "    | "       | 遺構外        | 須恵器杯  | 体部外面正位               | 墨書    | 判読不能                     | 10C前       | "  |
| 133 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 10C前       | "  |
| 134 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面正位               | 墨書    | 判読不能                     | 10C前       | "  |
| 135 | "    | "       | "          | 灰釉陶器碗 | 底部外面                 | 墨書    | 「家」カ                     | 10C前       | "  |
| 136 | 林宮原Ⅱ | 長野原町林   | SI01竪穴建物   | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9～10C      | 12 |
| 137 | "    | "       | SI05竪穴建物   | 須恵器碗  | 体～底部内面               | 墨書    | 判読不能                     | 9C         | "  |
| 138 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 「咎」                      | 9C         | "  |
| 139 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面横位               | 墨書    | 「一」                      | 9C         | "  |
| 140 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部内面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C         | "  |
| 141 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「原カ」                     | 9C         | "  |
| 142 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 口縁部内面                | 墨書    | 判読不能                     | 9～10C      | "  |
| 143 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 口縁部内外面、2箇所           | 墨書    | 判読不能                     | 9～10C      | "  |
| 144 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9～10C      | "  |
| 145 | "    | "       | SI06竪穴建物   | 須恵器杯  | 体部外面正位               | 墨書    | 「王」                      | 9C         | "  |
| 146 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面正位               | 墨書    | 「十」                      | 9C         | "  |
| 147 | "    | "       | "          | 須恵器杯  | 体部外面正位・内面倒位・底部内面、3箇所 | 墨書    | 「東」                      | 9C         | "  |
| 148 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部外面                 | 墨書    | 「咎」カ                     | 9C         | "  |
| 149 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 底部内面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C         | "  |
| 150 | 林宮原Ⅷ | 長野原町林   | SI01竪穴建物   | 須恵器杯  | 体部外面                 | 墨書    | 判読不能                     | 9C第3四半期    | 13 |
| 151 | "    | "       | SI05竪穴建物   | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所            | 墨書    | 判読不能                     | 9C第3四半期    | "  |
| 152 | "    | "       | SI08竪穴建物   | 須恵器杯  | 底部外面                 | 墨書    | 「永隆」                     | 9C第3四半期    | "  |
| 153 | "    | "       | "          | 須恵器碗  | 体部内面正位               | 墨書    | 「由人」                     | 9C第3四半期    | "  |

| 番号  | 遺跡名  | 遺跡所在地  | 出土遺構    | 器種・器形 | 文字記入部位          | 種類    | 文字内容            | 時期      | 文献 |
|-----|------|--------|---------|-------|-----------------|-------|-----------------|---------|----|
| 154 | 中棚Ⅰ  | 長野原町林  | 3号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部外面            | 墨書    | 「佐」             | 10C前    | 14 |
| 155 | 〃    | 〃      | 4号竪穴建物  | 須恵器杯  | 体部内外面、2箇所       | 墨書    | 内面「表」、外面判読不能    | 10C前    | 〃  |
| 156 | 〃    | 〃      | 遺構外     | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 「入」             | 10C前    | 〃  |
| 157 | 中棚Ⅱ  | 長野原町林  | 9号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部内面            | 焼成前刻書 | 「山」             | 10C前    | 15 |
| 158 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内面            | 墨書    | 「七」             | 10C前    | 〃  |
| 159 | 〃    | 〃      | 10号竪穴建物 | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「邑」             | 10C前    | 〃  |
| 160 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 体部内外面正位、2箇所     | 墨書    | 内面「虫」、外面判読不能    | 10C前    | 〃  |
| 161 | 〃    | 〃      | 11号竪穴建物 | 須恵器碗  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 162 | 〃    | 〃      | 12号竪穴建物 | 須恵器碗  | 体部内面正位          | 墨書    | 「木」カ            | 10C前    | 〃  |
| 163 | 〃    | 〃      | 15号竪穴建物 | 須恵器杯  | 底部内面            | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 164 | 〃    | 〃      | 16号竪穴建物 | 黒色土器杯 | 体部内面            | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 165 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 内面「赤家」、外面「赤」    | 10C前    | 〃  |
| 166 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 体部外面            | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 167 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内面            | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 168 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 「赤」カ            | 10C前    | 〃  |
| 169 | 〃    | 〃      | 遺構外     | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 内面「赤家」、外面「赤」    | 10C前    | 〃  |
| 170 | 楡木Ⅰ  | 長野原町林  | 1号竪穴建物  | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 16 |
| 171 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 〃  |
| 172 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 〃  |
| 173 | 〃    | 〃      | 2号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 内面「多」、外面「佐」     | 9C第3四半期 | 〃  |
| 174 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 「佐」             | 9C第3四半期 | 〃  |
| 175 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体～底部内面          | 墨書    | 「酒杯」カ           | 9C第3四半期 | 〃  |
| 176 | 〃    | 〃      | 3号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部外面・体部外面正位、2箇所 | 墨書    | 体部外面「十」、底部外面「入」 | 9C第3四半期 | 〃  |
| 177 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 底部外面・体部外面倒位、2箇所 | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 〃  |
| 178 | 〃    | 〃      | 4号竪穴建物  | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「山」             | 9C第3四半期 | 〃  |
| 179 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 底部内面            | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 〃  |
| 180 | 〃    | 〃      | 遺構外     | 須恵器杯  | 体部内外面横位、2箇所     | 墨書    | 判読不能            | 9C第3四半期 | 〃  |
| 181 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 底部内面            | 墨書    | 「三保(異体字)」       | 9C第3四半期 | 〃  |
| 182 | 楡木Ⅱ  | 長野原町林  | 5号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部内面・体部外面正位、2箇所 | 墨書    | □の中に「ト」         | 9C      | 17 |
| 183 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 底部内面            | 墨書    | 判読不能            | 9C      | 〃  |
| 184 | 〃    | 〃      | 30号竪穴建物 | 須恵器杯  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 185 | 〃    | 〃      | 46号竪穴建物 | 須恵器杯  | 体部内外面正位、3箇所     | 墨書    | 内面「長」、外面「長」「奉」  | 10C前    | 〃  |
| 186 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体部内面            | 墨書    | 「□家」            | 10C前    | 〃  |
| 187 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内面・体部外面倒位、2箇所 | 墨書    | 内面「三家」、外面「三」    | 10C前    | 〃  |
| 188 | 〃    | 〃      | 72号竪穴建物 | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「佐」             | 10C前    | 〃  |
| 189 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「佐」カ            | 10C前    | 〃  |
| 190 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内面・体部外面正位、2箇所 | 墨書    | 外面「佐」、内面「南」     | 10C前    | 〃  |
| 191 | 〃    | 〃      | 76号竪穴建物 | 須恵器杯  | 底部内面            | 墨書    | 「県」             | 10C前    | 〃  |
| 192 | 〃    | 〃      | 6号焼土    | 須恵器碗  | 底部内面・体部外面倒位、2箇所 | 墨書    | 「三家」            | 10C前    | 〃  |
| 193 | 〃    | 〃      | 遺構外     | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「三」             | 10C前    | 〃  |
| 194 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「古」カ            | 10C前    | 〃  |
| 195 | 〃    | 〃      | 〃       | 須恵器碗  | 底部内外面、2箇所       | 墨書    | 判読不能            | 10C前    | 〃  |
| 196 | 上野Ⅰ  | 長野原町横壁 | 1号竪穴建物  | 須恵器杯  | 底部外面            | 墨書    | 「中」             | 9～10C   | 18 |
| 197 | 〃    | 〃      | 2号竪穴建物  | 須恵器杯  | 体部外面正位          | 墨書    | 「地」             | 9～10C   | 〃  |
| 198 | 横壁中村 | 長野原町横壁 | 竪穴建物    | 須恵器杯  | 底部外面            | 墨書    | 判読不能            | 9～10C   | 19 |

- 草津町教育委員会編『井堀遺跡発掘調査報告』1974
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『四戸遺跡 上信自動車道吾妻西バイパス建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』2020
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『唐堀C遺跡 上信自動車道吾妻西バイパス建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』2020
- 中之条町教育委員会編『大塚遺跡群五十嵐遺跡昭和59年度発掘調査概報』1980
- 中之条町教育委員会編『大塚遺跡群五十嵐遺跡第2次』1986
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『上ノ平Ⅰ遺跡(1) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第23集』2008
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『上ノ平Ⅰ遺跡(2) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第49集』2017
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『石川原遺跡 古墳時代以降編 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第72集』2020
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『下湯原遺跡(1) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第59集』2018
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『ハッ場ダム発掘調査集成(1) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第2集』2002
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『下田遺跡(2) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第52集』2017
- 長野原町教育委員会編『林宮原遺跡Ⅱ 個人専用住宅建設に伴う発掘調査報告書』2004
- 長野原町教育委員会編『林宮原遺跡Ⅷ 仮設ゲートボール場造成に伴う発掘調査報告書』2011
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『中棚Ⅰ遺跡 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第62集』2019
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『林宮原遺跡(2) 林中原Ⅰ遺跡(2) 中棚Ⅱ遺跡(2)ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第70集』2020
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『楡木Ⅰ遺跡・上原Ⅳ遺跡(2)・西久保Ⅳ遺跡 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第18集』2012
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『楡木Ⅱ遺跡(1) 平安時代・中近世編 ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第18集』2008
- 長野原町教育委員会編『長野原町の遺跡 町内遺跡詳細分布調査報告書』1990
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編『横壁中村遺跡(4) ハッ場ダム建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第10集』2006



表2 群馬県吾妻郡内出土墨書・刻書土器遺跡別出土点数

| 番号 | 遺跡名    | 遺跡所在地   | 出土点数 |
|----|--------|---------|------|
| 1  | 東吾妻町本宿 | 東吾妻町本宿  | 1    |
| 2  | 四戸     | 東吾妻町三島  | 16   |
| 3  | 唐堀C    | 東吾妻町三島  | 7    |
| 4  | 井堀     | 草津町前田   | 2    |
| 5  | 五十嵐    | 中之条町五十嵐 | 3    |
| 6  | 上ノ平 I  | 長野原町川原畑 | 24   |
| 7  | 石川原    | 長野原町川原湯 | 71   |
| 8  | 下湯原    | 長野原町川原湯 | 3    |
| 9  | 花畑     | 長野原町林   | 2    |
| 10 | 下田     | 長野原町林   | 6    |
| 11 | 林宮原Ⅱ   | 長野原町林   | 14   |
| 12 | 林宮原Ⅷ   | 長野原町林   | 4    |
| 13 | 中棚Ⅰ    | 長野原町林   | 3    |
| 14 | 中棚Ⅱ    | 長野原町林   | 13   |
| 15 | 楡木Ⅰ    | 長野原町林   | 12   |
| 16 | 楡木Ⅱ    | 長野原町林   | 14   |
| 17 | 上野Ⅰ    | 長野原町横壁  | 2    |
| 18 | 横壁中村   | 長野原町横壁  | 1    |
| 計  |        |         | 198  |

表3 群馬県吾妻郡内自治体別墨書土器出土遺跡数・点数

| 自治体名 | 出土遺跡数 | 点数  |
|------|-------|-----|
| 東吾妻町 | 3     | 24  |
| 草津町  | 1     | 2   |
| 中之条町 | 1     | 3   |
| 長野原町 | 13    | 169 |
| 計    | 18    | 196 |

表4 群馬県吾妻郡内出土墨書・刻書土器文字記入部位集計表

| 文字記入部位       | 点数  |
|--------------|-----|
| 底部内面         | 18  |
| 底部外面         | 31  |
| 体部内面         | 10  |
| 体部外面         | 93  |
| 口縁部内面        | 1   |
| 頸部外面         | 1   |
| 体～底部内面       | 2   |
| 底部内外面2箇所     | 20  |
| 底部内面・体部外面2箇所 | 5   |
| 底部外面・体部外面2箇所 | 3   |
| 口縁部内外面2箇所    | 1   |
| 体部内外面2箇所     | 9   |
| 3箇所          | 4   |
| 計            | 198 |

表5 群馬県吾妻郡内出土墨書・刻書土器の年代別数量

| 年代        | 時期   | 内訳点数       |
|-----------|------|------------|
| 8世紀代 5    |      |            |
| 9世紀代 106  | 時期不明 | 12         |
|           | 前半   | 1          |
|           |      | 第2～第3四半期 3 |
|           | 後半   | 55         |
|           |      | 第3四半期 26   |
|           |      | 第4四半期 4    |
|           | 未葉   | 5          |
| 10世紀代 71  | 時期不明 | 6          |
|           | 初頭   | 4          |
|           | 前半   | 49         |
|           |      | 第1四半期 9    |
|           | 後半   | 3          |
| 9～10世紀 16 |      |            |
| 計 193     |      |            |

表6 上野国内御牧9箇所の比定地(『群馬県史通史編2 原始古代2』1991 596頁の表を基に加筆)

| 番号 | 牧名   | 比定地      |                      | 備考                                                                                                                    |
|----|------|----------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 利刈牧  | 群馬郡      | 子持村白井・北牧～<br>渋川市南牧一帯 | 『和名類聚抄』群馬郡の項に「利刈郷」がみえ、古くから北群馬郡牧村(子持村～渋川市)に比定される。隣接する渋川市の旧子持村白井字利刈野との関連も想定できる。旧子持村白井一帯で最近発掘調査された古墳時代の馬の放牧地跡との関連も想定できる。 |
| 2  | 有馬島牧 | 群馬郡      | 渋川市有馬～前橋市<br>荒牧町一帯   | 『和名類聚抄』群馬郡の項に「有馬郷」がみえ、渋川市に有馬の地名がある。渋川市半田中原南原遺跡を有馬島牧の一部を構成する牧跡とみる考え方がある。前橋市荒牧町の「荒牧」を古い牧(古巻、現渋川市)に対する新しい牧とみる考え方もある。     |
| 3  | 沼尾牧  | 勢多郡・吾妻郡? | 渋川・東吾妻?              | 渋川市の旧赤城村に「沼尾川」、吾妻郡東吾妻町にも「沼尾川」あり。                                                                                      |
| 4  | 拝志牧  | 勢多郡      | 前橋市日輪寺町一帯            | 中世「拝志荘」の前身とみて、前橋市日輪寺町一帯に比定出来る。                                                                                        |
| 5  | 久野牧  | 利根郡?     | 沼田・みなかみ?             | 「久野」は「長野」の誤記で、『日本後紀』弘仁2年(811)10月5日条にみえる桓武天皇皇子三品葛原親王に賜られた「長野牧」に比定する考え方がある。具体的に、沼田市上久屋町・下久屋町、みなかみ町上牧・下牧などが想定されている。      |
| 6  | 大藍牧  | 利根郡・吾妻郡? | みなかみ・嬭恋?             | みなかみ町上牧・下牧にあてる考え方がある。また嬭恋村三原・大笹とみる考え方もある。                                                                             |
| 7  | 市代牧  | 吾妻郡?     | 中之条                  | 中之条町市城、東村新巻・奥巻などを比定する考え方が有力である。                                                                                       |
| 8  | 鹽山牧  | 甘楽郡      | 下仁田～南牧               | 下仁田町・南牧村には、東野牧、西野牧、南野牧、馬山などの地名が点在する。また南牧村には大塩沢、塩沢、小塩沢など「鹽山」に類似する地名がある。                                                |
| 9  | 新屋牧  | 甘楽郡      | 甘楽                   | 『和名類聚抄』甘楽郡の項に新屋郷がみえる。                                                                                                 |